

平成24年9月甲良町議会定例会会議録

平成24年9月10日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1番	阪東佐智男	2番	野瀬欣廣
3番	西川誠一	4番	濱野圭市
5番	丸山光雄	6番	木村修
7番	藤堂一彦	8番	丸山恵二
9番	金澤博	10番	山田壽一
11番	西澤伸明	12番	建部孝夫

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	大橋久和	会計管理者	山本昇
教育次長	金田長和	税務課長	上田和光
企画監理課長	中山進	人権課長	奥川喜四郎
水道課長	茶木朝雄	産業課長	米田義正
建設課長	若林嘉昭	住民課長	中川愛博
保健福祉課長	川嶋幸泰	直売所準備室長	茶木朝雄
社会教育課長	池田弥太郎	総務課参事	中川雅博
学校教育課長	橋本悟	保健福祉課参事	片岡聡
水道課参事	北坂仁		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌間 忍 書記 宝来 正 恵

(午前9時00分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は11人であります。

議員定足数に達しておりますので、9月定例会2日目を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 阪東議員および2番 野瀬議員を指名いたします。

日程第2 7日に引き続き、一般質問を行います。

それでは、5番 丸山光雄議員の一般質問を許します。

5番 丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員** 議長のお許しが出ましたので、一般質問に入ります。5番 丸山光雄です。

同和行政の終結について。法が切れた同和对策事業の終結について伺います。

私たち日本共産党は、同和对策事業について劣悪な住環境の改善と、地区住民の自立を促す積極面を評価してきました。同時に、事業と法律が終わった現在、また、実態の上からも事業を継続する必要がないことから、旧同和地域対策とした特別対策を完全に終結することによって部落差別をなくし、国民的な融合を進めるために重要な課題になっていると考えています。

解放運動を進めるにあたって、全国水平社というのが1922年3月に設立されたと聞いています。日本共産党は、ちょうどこの年の7月15日に設立されました。水平社の設立にかかわった多くの人たちは、日本共産党の党员でした。ここにあらわれているように、私たちの先輩も、部落差別をなくすために献身的に体を張って努力されてきました。滋賀県でも幅広い方々と共同し、部落住民の権利と生活向上を求めてさまざまな成果を生んできたと聞いています。

ところが、1960年代から1970年代にかけて、部落民以外の間人はすべて差別者だと決めつける部落排外主義と言われる考え方が運動を歪め、多くの自治体で部落解放同盟を通さないと同和事業ができないという、窓口一本化と言われる状況があらわれて、これを通じて同和对策事業における利権あさりが起こってきました。特に1974年11月には、兵庫県の八鹿高校で多くの高校教師が13時間に及ぶ集団暴行を受けて、最高裁ではこのことを行った部落解放同盟の幹部が断罪されるという事件も起こりました。京都、奈良、和歌山、大阪までも、この運動体がかかわった犯罪事件や利権を数年前に大きく報道されたことを知りました。

私たち自身は、本当に差別をなくすためにこのような状況をなくして、時限立法である同和対策法が切れた2002年を契機にして、すべての同和教育や同和行政を終結させていくことが差別をなくす大きな1歩になるとして全国で主張を展開してきました。

同和特別措置法が終了して10年になり、実態の上からも、また、住民同士の交流が進んでいることから、甲良町でも特別対策は必要ないと思います。その立場から、町行政の施策について基本点をお尋ねいたします。

1つは、部落・人権施策確立要求彦根犬上地区実行委員会から脱退はしたのですか。見解を求めます。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 脱退はしておりません。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 各団体や首長が加入しているというものの、部落解放同盟が実質的な指導を行っている団体だと私たちは見えています。彦根市が脱退したと彦根市の議事録で調べました。ぜひ甲良町も脱退する必要があるのではありませんか。この質問は、できたら町長にお尋ねいたします。

○建部議長 町長。

○北川町長 彦根犬上の地区の、いわゆる人権施策の確立のそういう実行委員会ですね。組織的には1市4町の自治体、彦根市と犬上3町と、そして愛荘町、それぞれの自治体が各5万円ずつを出しおうて、そして、運動団体が5支部から1万8,000円ですか、これが5支部で合計9万円と。彦根市が脱退したことによって、今年度からは3自治体と5運動団体、合計で24万円という形で今年もスタートをしたということで、彦根市は昨年ですか、山口議員の質問に対して獅山市長が、確立要求のその委員会の方の予算は削減するというような方向で決められたということですが、彦根市の市長は、今回はその分出席はされませんでした。しかし、彦根市の議長以下、関係者の皆さんは全部出席をされておりまして、今後もこの確立要求の委員会については存続をしていこうというような方向で決定をさせていただいておりまして、まだまだこの、法が切れたさかいとって、すべてが終了したというわけじゃなしに、まだまだいろんな形で同和問題をはじめとするいろんな差別問題もございますので、あるいは残事業もございます。特にこれから大きな課題となっていく住宅の問題もございます。そういうことを考えると、皆さんが一堂に集まっていろんな参考意見を出し合いながら事業を進めていくと。事業そのものはなくなりましたが、残っている事業については積極的に取り組んでいくという方向で一致をしているということでございます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 2つ目に行きます。

公平・公正なまちづくりのためには、旧同和対策事業のもとで進められたものを終結されることが肝心ではありませんか。そして、進んだ施策は全町民が受けられるようにすべきではないかと私たちは考えています。例えば、固定資産税の減額制度があります。資料をいただきましたが、事業による経過措置で、合計で6戸の家屋に対して14万2,580円の減額、さらに土地の3割一律減額で約533万3,000円の減額、この2つの減額合計で約547万5,000円となります。特に土地の一律3割減額についての法律上の根拠がなくなっていると思うのですが、見解を求めます。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 今、ご指摘のありましたように、固定資産税につきまして6戸の家屋、これについては事業対象の家屋について減額しておるということで、今現在では18年という間隔でやっておるんですけども、今、対象が、今おっしゃってくれはったように6戸ございます。既に終結の時期には来ているんですが、その内容としては12年から14年、もう経過しているのが3戸と、あと15年から17年の最終段階に入っているのが3戸ということで計6戸で、14万余りの減額というようにさせていただいています。

土地については、おっしゃるように、呉竹、長寺の同和地区について土地の分の税額の3割減免というのを対象にさせてもらっています。特別対策法が切れている中で実施しているということですが、それにつきましては、実態とか状況に応じて、まだまだそういう一般地区にはまだ追いついていないという状況の中で、町全体として実施をしているということですが、今後、その内容等につきましては、近隣の市町村の状況を見ながら、内容につきましては協議を進めていく必要があると考えておりますが、今現状はそういう実態に応じて実施しているというところでございます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 同和・人権、差別をしてはならないというぐらいなら、長寺西、呉竹地区に特別のサービスがされているように、他の11字にも同じような手厚いサービスが受けられるようにすれば差別がなくなると思いますが、いかがでしょうか。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 今ご指摘のありました、町全体の方にその施策を実施してはどうかというようにおっしゃっていただいたんですけど、先ほど申し上げましたように、これは同和地区、長寺、呉竹の実情、まだまだ低位な状況にあるということによって実施しておるものでございますので、町全体に広げるという趣旨とは少しそぐわないというように考えております。

ただ、恒久的にやるということじゃなくて、現状を日々確認しながら、その内容については検討する必要があるというようには考えてはおります。

○建部議長 丸山光雄議員。この項の質問はあと1回にしてください。

○丸山光雄議員 同和減免を受けてきましたが、同和減免という減額した金額が納税通知書には記載されていません。ということは、減額後の金額だけが私たちに通知される仕組みであることが最近友人が教えてくれて初めてわかりました。つい最近、優遇を受けていることをねたむような電話がありました。優遇策を返上しようにも、町が税金の減額や下水道の負担金の減額を続けており、私個人の努力で返上できるものではありません。ぜひ町としてどのような地域も同じ負担としてほしいのです。見解を求めます。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 通知の方でございますけれども、同和減免という名称ではございませんが、通知書には減免税額という形で税額の減免の数値は載せさせていただきます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 もう一つだけ、できたらお願いします。許しを受けましたので、もう一つだけ話させていただきます。

私も同和地区に生まれ育ってきましたが、12月議会で発言したように、同和地区外の人が悪いとか、責任があるとか、思ったことはありません。私の地区内ではこれほど熱心に同和教育がされていることはありません。つまり、一般地区の人々を対象にして同和に逆らうなど言っているかと思うぐらいしつこいものを感じます。つまり、住民の心の中まで行政がかかわり過ぎているのではないのでしょうか。見解を求めます。

○建部議長 これは丸山議員、3番目に入っているのかな。③。

○丸山光雄議員 ③番。

○建部議長 ③番目に入ってるの。

○丸山光雄議員 ③番やね。

○建部議長 私は、先ほど言った②で質問が3回超えるのであと1回にしてくださいと言ったんですが、③番目に入った場合、また同じように3回できますけど、これは一応③番目の内容で、答弁は社会福祉課長でよろしいね。

○丸山光雄議員 ②番目のが終わりということで。

○建部議長 そうそう。それで、今③番目に入ったんですね。

○丸山光雄議員 ③番目だから初めからいいわけですね。

○建部議長 また3回やれますけど。

○丸山光雄議員 わかりました。

(「③の最初からやれ」の声あり)

○丸山光雄議員 今、実は、終わりだというので勘違いして③番の最初から伺いますので。②番目はさっきので終わりでした。

改めまして質問のやり直しをします。③番目。

人権・同和教育が本町でも実施されていますが、同和教育の名のもとで、半ば強制的なところがあり、研修や学習というものは強制的に押しつけられて身につくものではないと思います。また、参加しないことで運動団体から批判されることがあるようです。参加するのはほとんど役員だけではないかと思います。これでは自主的な住民同士の交流の妨げとなっているように思いますが、見解を求めます。

○建部議長 社会教育課長。

○池田社会教育課長 今ご指摘のように、役員のための研修とかいうこともおっしゃっておりますけれども、毎年自治会におきましては、区役員さん、ならびにむらづくり、あるいは公民館、あるいは農業関係も含めて各種団体等の方々も、特に小さい字につきましては毎年同じ方々が、役員の名称は変わっても区の役員に携わっておられるとかいうことは沢山実際には出てきておりますけれども、その中でも少しずつ役員は区役員の中でかわっていただいておりますので、その中ではやはり皆さんが研修をいただくということは必要かと感じております。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 先ほど読み上げたやつをもう一度質問させていただきます。同じことです。

私も同和地区に生まれ、育ってきましたが、12月議会で発言したように、同和地区外の人が悪いとか、責任があるとか、思ったことはありません。私の地区内では、これほど熱心に同和教育がされることはありません。つまり、一般地区の人を対象にして同和に逆らうなど言っているのかと思うぐらいしつこいものを感じます。つまり、住民の心の中まで行政がかかわり過ぎているのではないのでしょうか。見解を求めます。

○建部議長 社会教育課長。

○池田社会教育課長 行政のかかわりでございますけれども、甲良町ではすべての事業におきまして人権施策基本方針に沿った取り組みを推進をしております。その中で、甲良町においては同和問題の解決と申しますのは、甲良町において最も重要で緊急な課題と明記もされております。現実に差別の実態がありますので、その中で人が人として生きる権利が侵害されているという現実がありますので、行政としては真に国民的な課題と受けとめて、同和教育を中心とした人権教育の必要性を感じておりますので、推進をしているという考えでございます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 同和対策事業が終結すれば、間違いなく甲良町はよい方向に変わるだろう。変わることを期待して次の質問に行きます。

次に、不正取水問題のその後について。甲良町では、盗水問題を明確にしない限り、町政はもちろんです。盗水の容疑者を抱える議会も、どんなに努力しても信頼されないでしょう。解決する中身は1つ、免れた水道料金と過料をきっちり払わせること。2つ目に、刑事処罰を受けさせること。3つ目には、他の不正取水疑惑の対象者も調査し、それぞれの条件に沿って解決し、盗水を根絶することにあります。この3つが解決しなければ、行政と議会の信頼の基礎がつかれないと強く思うのです。

そこで、次の項目をお尋ねします。不正に免れた水道料金、過料の請求について、その後の状況はどうなりましたか。報告を求めます。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 まず1点目の、その後の状況ということでございますが、7月13日には内容についても一般補正のときにご説明をさせていただきましたが、それに基づいて事務整理をしながら請求へと行っているところでございます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 2つ目に行きます。

父親についても、報道では家を新築したときにバイパス管を接続したなどと言っていることから、30年前からやっていたというのは根拠があることです。ですから、不正取水によって免れた水道料金を父親に対しても請求すべきではないですか。見解を求めます。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 今回の取水の問題、今おっしゃっているように父親にもということでございますが、これにつきましては今ほど30年というお話もございましたが、それを定める、いわゆる根拠なり、そういうものをしっかりとやっていかなければならないということもございますし、また、それに伴います、いわゆる水道の使用水量とかはどうなっているのかということも、結局調査をしないと難しい問題が多々ございます。そういうことから、今回につきましては異動届を出された日を基準に請求をするということで進めていきますので、しっかりと異動届を出された日を基準に請求をしていくということで、父親につきましてはその請求については、まだ云々ということではできませんが、今の請求の部分にのみしっかりと事務としては対応していきたいと、こんな思いでしております。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 3つ目に行きます。

議員の責任は特別に重いと思います。それは、恐喝未遂事件の判決を聞いていますと、議員の資格は一般町民のそれとは格段に重いものがあり、執行猶予とならなかつたとは思っています。今回報道によれば、書類送検となっており、公判で窃盗罪として裁かれないような流れになると予感するものです。つまり、略式起訴で罰金で済ませるという甘い処分では町民は納得しないと思います。町としても刑事責任をしっかりと追及して、警察などに働きかける必要があるのではありませんか。見解を求めます。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 刑事責任をしっかりとというご質問でございます。これにつきましては、既に新聞でも、先ほどもおっしゃられているように、書類送検ということで載っておりました。その後の経過につきましては8月24日に弁護士の方から私どもの方に電話をいただいております。それについては、今捜査中で、検事が捜査中ということだけでございますのでその中身については詳しくは向こうの方も述べられないということでご返事が来ております。そういうことで今は捜査をやっているということだけは聞いております。中身の細かい話は説明できないということでございました。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 ある町民に最近出会い、こんなことを言ってくれました。甲良町では今一番大事な、解決しなければならない問題は、議員の盗水問題やなど言われたのです。この盗水問題を明確に解決すれば、町民からの信頼も得られるでしょう。町長はじめ、職員の奮闘を願い、私たちもこの問題を解決するよう取り組んでいく決意を表明しまして、質問を終わります。

○建部議長 丸山光雄議員の一般質問が終わりました。意外に早く終わりましたので、休憩なしで続いて行きます。

次に、11番 西澤議員の一般質問を許します。

11番 西澤議員。

○西澤議員 それでは、早速一般質問を始めさせていただきます。

丸山光雄議員が触れられましたが、同和行政の終結の切実な理由を2点、私からは指摘をしておきたいと思います。

1つは、貧困と格差が極端に広がる中、特定地域を枠組みとした施策では解決できないこと。それは同和対策事業最優先を掲げてきた本町にあっても、社会的弱者、貧困問題の解決はテーマにも上がらなかつただけでなく、滞納問題にあらわれているように、貧困問題の解決に至らなかつたという現実を直視することが必要です。運動団体の主張から離れられない、主体性が確立していないことを先ほどの答弁を聞いて深く思いましたし、その解決が切実

に求められていると思います。

2つ目には、同和行政というのは、同和地区とそれ以外の地区に区分する必要があり、同等をめざす差別の解消に矛盾することです。ですから時限立法となったのです。ここで改めて、なぜ時限立法になったかを確認しておきたいと思います。恒久的な法律として制定するようにと主張する潮流も一部にあったようですが、一日も早い差別の解消と問題の解決をと、この世論のもと、目的を達成すれば終了とする。国の財政と体制を集中することで同和問題の早期解決を図るとの趣旨から時限立法が当然との立場が確立したものだと理解をしています。

このことを裏づける上で、昨年3月終結をしました本町の無法放置土地裁判において、大津市の同和対策事業に長年かかわってきた川嶋重信氏が大変示唆に富んだ証言をされています。彼が担当されている時期に起きた八鹿高校事件を機に、いかなる理由があろうとも暴力によって問題解決を図ることは許されないという原則と、同和行政がいつまでも特別であってはならないし、いつまでも継続してはならないと考えるようになったと言います。そして、率直に自分の考えを部落解放同盟大津市協議会の人たちに伝えたと言います。

続けて紹介をしますと、運動団体側も市民とともに歩み、愛される解放運動というスタイルを持っていました。ここが甲良町と大分違うところであり、この運動スタイルから来る部落問題、同和行政について、自由に意見が交換できる雰囲気がありました。運動団体でも同和行政はいつまでも続けるべきでないとの提起もありました。時限立法である同和対策特別措置法の期限切れを控え、大津市では検討会を設置し、1980年代に入ると、全国に先駆けて同和行政の見直しに取り組みました。私もその一端を担うことになりました。同和行政は同和地区と地区外の区分の上に成り立つ矛盾を持っており、その継続は事実上の同和地区の固定化を招くことから、地区の側に多少の不利があっても、格差が一定是正される段階で、できるだけ早い時期に終わらせることが大切であり、社会的弱者には一般行政の拡充に努めることと踏み込んだ提起もありました。大津市ではそのような考え方を基本に、同和行政の見直しを進めていきました。こういうものであります。

そこでお尋ねしますが、1についてであります。甲良町では終わるに終われない。宅地分譲事業の残地を大量に抱えています。残地処分の進行状況と課題をどのように認識しているかの説明を求めます。

○**建部議長** 人権課長。

○**奥川人権課長** 今現在、宅地分譲事業の残地につきましては1カ所ですが、先ほど申されました事業残地につきましても整備のできましたとこ

ろから順次公募等を行いながら実施してまいりたいと思います。また、本年度につきましても3つの払い下げの準備等をしておるところでございます。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 今の答弁であります。現状は放置土地裁判を始めたとき、約1万6,000平米でありましたが、半分も減っていないんです。そこで、同和対策事業の一環で進められた宅地分譲事業の中に存在すべきでない残地があるためにいつまでも無法状態を引きずらざるを得ないという根本の矛盾を押さえておく必要があると思います。

私たちが提起してきた無法放置土地裁判の判決は、払い下げ予定者などが勝手に占有している問題については正当な占有権を認めず、町に対する賃料相当損害金支払い義務があるとし、町に賃料相当損害金請求権が存在する以上、町長には原則としてそれを行行使しない裁量権はないと断定しました。そして、土地の処分の遅れの違法性については、これが大事なところです。原告は同和対策事業の最終の終期である平成14年3月31日までに処分しないことは違法であると主張しましたが、裁判所は、それからさらに5年が経過してからは違法になると判示したのです。つまり、5年後というのは平成19年3月31日で、その段階で町は残地処分を済ませていませんでしたから、判決に従っても町の放置は違法となります。ただ、裁判としては任期が平成19年3月31日より前に終わった前町長、山本氏であります。その責任を追及する主張だったために、在任時にはまだ違法状態ではなかったとして前町長への請求は避けられてしまいました。

しかし、この種の裁判で住民側が主張した期限を大幅に超え、同和対策事業による処分できない分譲宅地が大量に存在すること自体が違法と判決したことは、大変重要だと受けとめねばならないと思います。しかも、これは確定判決となりました。確定判決の趣旨を活かして残地処分にあたる必要があると思いますが、再度見解を求めます。

○**建部議長** 人権課長。

○**奥川人権課長** ちょうど地籍調査の方も進んでおりますので、先ほど申されました分につきましても明確化してきておりますので、その結果でまた地元の地籍調査の関係の委員さん等も含めまして協議をして、順次払い下げを進めてまいりたいと思います。

そしてまた、登記が進まない箇所の問題点等につきましても、今後整理を行い、また、関係する経過等を整理中でございます。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** この判決で指摘された点での根本的な反省が庁舎内、町幹部の中にない、町長はじめ。そういう点をこの残地処分の遅れの根本にあることを

総括をしていただきたいと思います。

次に進みます。

従来の処分方針の枠組みである事業対象地域を取り外して、合理的に拡大すべきではないかの見解を求めます。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 地籍調査の完了後には、地元との協議も行い、先ほど申されました拡大の実施を考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 その点では前向きな答弁がありましたが、ぜひ期限を決めた早い実行をしていただきたいと思いますというように思います。以前から私も強調していましたが、その理由として、同和対策事業の法的根拠が喪失していること、交流を進める趣旨にも反すること、さらに、土地を必要とする対象を縮め、ひいては処分をおくらせることなどを指摘してまいりましたが、遅きに失した感は否めませんが、改善することをなかれだと思っておりますので、いつからこの拡大処分方針は実施するのか、改めてお伺いします。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 今、いつからというのはちょっとまだ、今の段階ではご返答できないと思います。また、今後協議をしてという形でお願いしたいと思いますが、よろしくお伺いします。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 できるだけ早い時期にそういうようにしていただきたい。前向きのベクトルが出ているわけですから、お願いしたいと思います。

次に進みます。

住宅新築資金貸付事業の滞納問題についてに移ります。この問題の総括が必要でありまして、公平・公正な整理方針の確立が必要でないかと考えますが、この点での課題など、お伺いいたします。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 決算の概要の方でも報告させてはもらっておりますけども、いろんな形で納付促進は行ってはおります。ただ、特に長期期間の償還のない者に対しましても意識づけを繰り返し行いますも、昨今の経済情勢から収入減になる償還困難者とともに、高齢者の生活による滞納者が実際のところ増えてきている現状でございます。意識づけを強化したことで分納に応じていただける方もありますけども、なかなかスムーズにはいっていないのが現状でございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 この事業は、甲良町行政と町民にとっては特別大事な施策の1つ

だったと思います。放置土地のでたらめさは別としまして、土地裁判の資料調査を進めるうちに、甲良町が同和対策事業のメインとして持ち家制度にこだわったところが幾度も出てまいりました。その中に隠された思惑はあると思いますが、行政の目的として大方針に掲げてきたものであります。それを進めた行政として、終わりよければすべてよしに到達させる責任があるのだと思います。

豊郷町の事業終結を紹介したことがあります。新築資金貸付事業で億単位の剰余金を残し、一般会計の増収に貢献する成果をおさめたと聞きました。甲良町でもこの立場が大切だと思いますので、そういう教訓を活かすことについて見解を求めます。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 先ほど申されました他町のことも参考にしていきたいと思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 整理方針の中で、まず第1に、法の根拠が今終了していること、すべての町民に納得できる状況をつくる必要があることを正面から説得する必要があります。借りたものは返すという原則を貫くことが、当たり前であります。この課題では特別に大事です。同時に、経済的能力に応じて、温かみで柔軟な返済計画の対応が必要です。現在は一般会計からの繰り出しとなっていることを率直に伝えて、完済すれば剰余金が生まれ、町民の納得と合意が進むであろうことも伝えねばならないと思いますが、見解を求めます。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 議員のおっしゃるとおりだと思います。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 そういう方向でぜひとも庁舎内の意思統一、町長以下、幹部の皆さんが進めていただきたい。それは特に私も甲良町へ寄せていただいて、その当時は同和対策事業最優先を掲げて、この事業は持ち家住宅を進める上での大きな柱となった事業であります。そのことが終わりに住民の方から合意が得られる内容で終わっていただきたいものだと思います。

次に、改良住宅の払い下げ問題についてお尋ねします。4、5は続けてお尋ねします。

改良住宅の払い下げ事業の振興にあたっての基本方針と、それから、事業がこのように遅れてきている原因はなぜなのかを分析しているのかであります。その原因を明確にしてこそ対策が講じられるのではないかと思いますので、見解を求めます。

○建部議長 人権課長。

○**奥川人権課長** 払い下げに係ります基本方針等につきましては、譲渡検討委員会の設置をしまして、作成の予定であります。また、併せて県との連携を密にいたしまして考えていきたいと思っております。

そして、遅れてきた部分でありますけれども、国の譲渡許可条件の規定から進めることが困難でありましたが、緩和されつつありまして、昨年度、近隣市町においても譲渡をされておりますが、譲渡後においても課題を抱えておられるようであり、甲良町におきましてもスムーズに譲渡に運べるよう検討しております。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** この問題については、国交省の住宅局がこの問題で、利用者が使用料として支払ったものをプールして払い下げの際の資金とするようにと指導していたと聞いています。大津市、旧安土町、日野町などは、この指導を活かして払い下げの際の資金に充てて、追加で払う金額を相当に安く抑えられ、スムーズに完了したと以前報道がありました。

ところが、甲良町はこれらを守らなかったこと。以前、山崎課長が答弁したことを覚えています。これは、改良住宅の位置づけからしても当然のものです。立ち退きの代償としての権利である改良住宅の入居権に対し、公営住宅と同じような使用料を徴収すること自体が間違っていると思います。国交省の指導に従うべきだったと考えます。

払い下げ事業の出発点は、まず、行政の怠慢を明確にすること、そして、率直におわびをして、この問題での協力をお願いをする、このことが大事だと思いますが、見解を求めます。

○**建部議長** 人権課長。

○**奥川人権課長** 議員が今申されましたように、甲良町の方では、資金をためていくとかいう形ではなかったわけですが、また、今後におきましては委員会の方でまた入居者の方に理解していただける形の方で進めていきたいと思っております。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 使用料をプールしておけばかなりの資金になります。買い取りの際の基礎のお金に充てるのであります。そういう点もしっかりと伝えていっていただきたいと思えます。

次に進みます。

法の終了後、特別策を継続している法的根拠は何かということについてお尋ねいたします。今までの質問の包括的な内容となりますが、法が終了しているもとの、旧同和地域を枠組みとした施策は何の法律を根拠にして実施しているのかという疑問です。先ほどの丸山議員の答弁でも、差別がある限り

同和対策事業を進めるなどの回答がありましたが、法律の根拠を説明をされていません。この点では、この同和対策事業、つまり地域を枠組みとする特別策、さまざまな施策は何を根拠として実施をしているのか、お尋ねします。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 法の執行後にありましては、甲良町の役場、庶務規則の人権課の各係の事務分掌になりますけども、それに基づき業務を行っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 この法の根拠で言えば、土地についての同和減免、一律3割減免については申請減免であるはずですが、申請のされた経過もありません。こういう点でも法に基づいた運営が行政としてされていない。そのことが放置をされている現状があります。この質問をしますと、法の終了にかかわらず、差別の実態がある限り差別解消の施策を続けると答弁されてきました。甲良町行政は、日本の法律に基づき設置され、運営され、各種事業も大もとの法律を根拠としています。継続するとの言い分は、まさに部落解放同盟の主張を根拠にしていると思われませんが、法の根拠を持たなくても施策を行うという風潮が行政に許されるはずがありません。違法、無法の各種犯罪や不正行為の背景になっていると考えられます。事業の無法状態は速やかに終了しなければならないと思いますが、何をもとに根拠とされているのか、見解を求めます。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 ご指摘のあったように、時限立法によって法的な根拠が切れているのではないかとというようなご質問で、その根拠もなしに減税等、減免をやっているということでございます。前から同じような回答になってきていると思うんですが、同和地区の実態、状況に応じて、法が切れた状況であるんですが、その実態というのがすべて解消されていないという状況はあるというように理解している。税務課として所得状況を見ている中ではまだ低い状況にはまだまだあるということが、まだ解決されていない。

ただ、就労の事業によって、ある程度、サラリーマンの世帯も増えてきたということで、一定の改善はあるという中で、今後、先ほど申しましたように、近隣の市町の状況なり、減免の内容等を今後協議をしていくということは必要ではないかなというように考えている。今、お答えできるのはそういう状況であるというように思います。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 税務課長が答弁されましたので、反論せざるを得ないんです。私の知っている限り、長寺、呉竹で公務員の方が減免を受けています。経済的弱者にシフトを変えるということが今大切だという点が指摘をされています。

こういう方向でも改善が求められていますし、法の根拠がないまま続けていることが、この矛盾を持っています。このことを強く指摘をしておきたいと思います。

8年前の盗水問題は、同和地域にかかわることが背景であり、踏み込んだ調査と明らかになった盗水事案でも刑事告発をしないままとなった経緯がありました。誰であっても、どこの地域であっても、対等な施策を受ける権利、批判を受ける場合であっても、対等、平等な関係を築く上でも、同和事業の延長線は終了したことを町民の合意とすることが求められていると思います。町はその模範を示すべきだと申し上げておきたいと思います。

次に、ごみ処理の広域化事業についてお尋ねをいたします。

1つ目です。ダイオキシン発生対策から始まったとされる広域化推進は、ごみ問題の根本的解決や事業実態の手法などを考えますと、根本的な見直しが必要ではないかと考えますが、見解を求めます。

○建部議長 住民課長。

○中川住民課長 現在の広域化の取り組みにつきましては、平成22年8月に彦根、愛荘、豊郷、甲良、多賀、1市4町の中で地域循環型社会形成推進計画というものを作成いたしております。この計画に基づいて環境大臣の承諾を得まして事業を進めているところということでございますので、これに基づいて事業を進めているということでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 次に、現在進められている、今、答弁もありました新しいごみ処理施設建設の候補地選定、また、計画そのものを町民合意のもとで進めることです。少なくとも情報を共有することについてどのように努力をされているのか、お尋ねいたします。

○建部議長 住民課長。

○中川住民課長 6月の議会でも町長の方から、その時点までの報告をさせていただいておりますし、それから、最近では7月31日に豊郷町を会場にしまして促進協議会の研修会と報告会ということで公開で開催されております。それと、8月の末に広域行政組合の定例会が開催されたところでございまして、そういう場所においても現在までの取り組みについては報告がなされておりますし、この事業を進めていくにあたっては、いずれにいたしましても、広域行政組合なりの定例会において意見を議員さんからいただくという場になると思いますので、そういった形で情報を提供させていただいているというふうに考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 私は、ごみ問題ほど住民にとって身近な課題はないと思います。

毎日毎日出てまいります。家庭ごみの野焼き禁止を広報こうらで啓発されておられました。また、町が提唱する減量策の1つに、一絞り運動もあります。また、分別の徹底も身近な行政で、住民自治と連携して初めて成功するものだと思います。広域化は、その身近さに反して遠く離れた議会、あるいは首長だけで物事が決められ、その結論だけが押しつけられるという欠陥を持つものであります。

私たちは、一律に広域行政に反対する立場ではありません。小さな自治体が連携して解決にあたるという積極面は評価をしています。しかし、今回の広域化は国の事業のもと、県の音頭もあり始まりましたが、その指導要綱にも反する住民置き去りで、候補地の選定、その絞り込み作業が進められているように思います。費用も100億円近くと膨大に予想されます。ごみ問題の重要な課題を住民に隠されたところで、遠いところで立案、計画されているもととなっている、彦根市を含めた広域で進めていることを根本的に見直して、各町に持ち帰り、一からのごみのそもそも論から検討する必要があると思いますが、見解を求めます。

○**建部議長** 住民課長。

○**中川住民課長** 処理施設につきましては広域で整備していこうという中で検討されておりますが、もちろん仮にそういう状態になったといたしましても、各町でのごみの処理、あるいは考え方というのは、そこで集約されるものではないというふうに考えております。それぞれの市町においてのごみのあり方については身近な地域で考えていく必要があるというふうに思っております。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 今回の広域化は、彦根市を中心とした事業ともなります。実態から言っても費用、それからごみの量から言っても彦根市の量は相当な大きな部分を占めます。そういう点でも、大きな市におんぶされるという状況が否めません。そういう点でも小さな町がそれぞれ額を合わせて知恵を集める。それは、住民同士が相談をするということともつながってまいります。そういう方向をぜひ検討していただきたいと考えています。

次に進みます。

官製談合問題についてであります。官製談合事件についての町長の基本姿勢について、とりわけ検察審査会がこの8月に下した不起訴不当の議決に対する町長の評価をお尋ねするものであります。

○**建部議長** 町長ですが、総務課長。

○**大橋総務課長** 今、町長の基本姿勢ということでしたが、町の行政としての基本姿勢を申し上げます。

まず、町としては、平成23年3月17日に告発しました。告発したということで基本姿勢は変わりません。しかし、今回、7月18日に検察審査会が下した不起訴不当ということなので、評価ということではないですが、当分検察庁の動きを静観するというふうな見解であります。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 残念でありますね。不起訴不当の議決を歓迎するという言葉が生まれると思いましたが、そうではありませんでした。

昨年3月、町長として4人を官製談合罪等で告発されました。町民は大いに評価し、私も歴史的な前進だと評価しました。その後、不起訴処分となり、本年5月、私たち議員有志と町民有志は検察審査会に審査申し立てを行いました。北川町長は、議会の要請決議にもかかわらず、ついに審査申し立てを実行されませんでした。ところが、8月、検察審査会は大規模工事にもともと入札資格のない浜野工務店がにわか資格を得たこと、わかるはずのない最低制限価格と全くの同額で落札したことをもって、大津地方検察庁の不起訴処分を不当と議決しました。

そこで、再度お尋ねしますが、官製談合に関し、昨年3月時点の告発したときの認識と変わらないと、今、答弁がありました。再度、この不起訴不当というのを歓迎する、ないしは、評価するということが表明されてもいいのではないかと思います。見解を求めます。

○建部議長 町長。

○北川町長 昨年の3月17日に、行政として告発をしました。このことは、議会の百条委員会において1年をかけて官製談合疑惑の調査をされ、そして、議会で官製談合があったということから、行政にも告発をせよということが議会議決されたことを受けまして行政として3月17日に告発をさせていただきました。

その後、検察の方でいろいろと審理をされました。私どもも、あまりにも時間が長いので、海津三席に、弁護士さんを連れて、いつまでほっておくんやということの催促もさせていただくために出向くということもございました。その結果、最終的に検察の下した判断が不起訴、嫌疑不十分というようなことになりました。その中で、行政の顧問弁護士であります福井事務所の福井先生と十分協議をさせていただきました。

その前に、私は司法の判断にゆだねますということを町民の皆さんに報告をしておりました。したがって、司法の判断が出た。それと、それに対して不起訴、嫌疑不十分、そういうような話になったことに対して福井事務所の方との相談の結果、再度検察審査会に出しても多分これは無駄であろうというようなことの結論によって見合わすというようなことになったという

ように思います。

その後、今、西澤議員がおっしゃるように、審査会の方に議員有志の皆さんならびに町民有志の皆さんが、そのことは納得できないというようなことから再度審査会に申し立てをされた。その結果、不起訴不当というような審査会の判断が出ました。審査会のメンバー構成は私もわかりませんが、見識者、そういう人たちが組織としていろいろとその審査会に申し立てた内容を十分に吟味をして、その結果がそういう形で不起訴不当という結果を出された。そのことは、審査会の皆さんが、これは検察が判断したことは間違いであるというような結果に基づいた判断であったというように私は思っております。だから、そのことは謙虚に受けとめまして、今後の行方も見守りたいし、一日も早く、この官製談合疑惑についてはっきりと説明がされるということをご期待もいたしております。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今、昨年3月17日、告発されたときの心境と、また認識と変わらないということをぜひ行動で私は示していただきたいと思っております。検察のやり直しが現在迫られたわけでありまして。私たちは、近く検察に、厳正に、踏み込んだ捜査を要請する予定ですが、北川町長も同行をしてほしいと思っております。同行される用意があるかどうか、日程調整は必要ですが、その点、同行される用意があるかどうか。また、独自で検察に踏み込んだ捜査を要請する、やり直しを求める行動をとられるかどうか、お尋ねいたします。

○建部議長 町長。

○北川町長 その件につきましては、顧問弁護士がおられますので、相談するなり、あるいは、行政内部の内部協議をさせていただきながら判断をさせていただきたいと、このように思います。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ前向きな方向が出るようお願いしたいと思っております。

次に、道の駅せせらぎの里のこうら整備計画の進行状況についてお尋ねいたします。

今、米の収穫期の真っ盛りを迎えていますが、農家の方々からは重労働、大きな投資を必要とするわりには全くえらいだけ、もうからないなどの嘆きが聞こえてまいります。現在、展開しているせせらぎの里こうら整備事業がこれらの農家の苦境を救済し、農業振興の柱になるという見通しがあるのでしょうか。大変疑問に思っております。そこで、お尋ねします。

甲良町の目玉となる産物、あるいは主要農産物等の育成状況はどのような

現状ですか。そして、目玉などの商品が、市場評価をどのように受けていると判断、分析されているか、回答を求めます。

○**建部議長** 産業課長。

○**米田産業課長** それでは、主要物産品の育成状況、市場での評価ということでお答えしたいと思います。

まず、小菊を中心とする花卉類は、時期によって変動するものの、直売所の売り上げの4分の1から3分の1を占めている状況であります。なおかつ、近隣直売所には劣らない品質のものが出荷されていることから、市場評価は高く、価格面でも近隣直売所を上回る水準を維持しております。今後は、甲良町園芸振興補助金の制度を活用して、さらに優良な品種を導入し、また、需要動向を予測した安定供給を行うよう、花卉部会を中心に栽培計画の体制づくりを進めているところでございます。

それと、イチゴ、トマト、メロン等の園芸品目も徐々に定着しつつあり、これらも甲良町の特産農産物として成長しつつあります。

直売所としては、数多くの種類の生鮮野菜等を求められることから、昨年は毎月定期的に園芸研修会を開催し、その時期ごとの推奨品目の栽培計画表を組合員に配布してまいりました。この研修の成果と県の水田野菜推進事業補助金の制度を活用して生鮮野菜の栽培も増加しておりますので、多数の目玉商品が生まれてくるものと期待をしているところでございます。

なお、直売所出荷用の水田野菜栽培面積は、平成21年で393アール、22年で736アール、23年で1,103アールと順調に増加しております。それと、犬上川の清流から生まれた甲良米は、甲良町最大の目玉商品であるというふうに考えております。

今年度から直売所の組合に加工部会を発足いたしまして、主に米を材料にパンや弁当などの米料理を甲良町の特産物として町内外に発信できるよう進めております。加工部会は、発足してからまだ期間も短く、会員数もわずかですが、部会長をはじめ、研究旺盛な会員ばかりですので、創意工夫を凝らした特産品が多数生まれることを期待しているところでございます。

以上です。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 今、産業課長の答弁でもありました、今後期待するという内容で、今現在直売所に押しかけてお客が殺到するという状況を見たことがありません。それで、町自体が従来唱えてきたところの来客の評価を受けて、リピーターを引き寄せることを可能とする商品が現在あるのかをお答えください。

○**建部議長** 産業課長。

○**米田産業課長** 何をというより、本町の売りにつきましては、当然町内だと

れた野菜と、また果物等を中心に今後も取り組んでいきたいと思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 その品目も言えませんでした。

次に、道の駅・せせらぎの里こうらの運営、経営に責任を負う事業主体と責任者、つまり駅長は確定しているのかの説明を求めます。

○建部議長 準備室長。

○茶木直売所準備室長 9月1日から兼務ということで、直売所の室長ということで命ぜられました。4月から8月いっぱい、約5カ月間離れていたわけですが、今後はまた兼務ということでございますが、努力をしながら道の駅の成功にと努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたしまして、今、ご質問をいただいている運営、また経営の責任を負う、いわゆる事業者の責任者ということでございますが、今につきましては、道の駅長というのは確定はしておりません。それと、運営方針なり、経営方針をどうするのかということにつきましては、いわゆる昨年度の協議会の中でも第三セクター方式なり、いろいろ議論をされてきた中で、3月末にはそういう方針で進めてきているわけですが、それから、4月に入ってからいろんな形で、まだ事務的なレベルの中で協議をしているものでございます。そういうことから、まだ農協さんなり、商工会さんには詳しく文書でもってはお願ひなりはしていないわけですが、事務レベルの中でどうするのかということを進めているわけですが、

ちなみに、農協さんの方の担当としては、出資の方についてはやぶさかではないというふうなお話はいただいているわけではございますが、運営的な部分につきましては、これから3月の道の駅の供用開始によってどういう方向で進めていくのかは、もう少し議論をしながら、今の運営状態を維持しながら、25年度、6年度にどういう方向かということをしつかりまた見出しながら進めるのが基本かなというふうな思いをしているところでございますので、もう少し時間をいただいて整理をしていきたいというふうに私の方は思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 当初予定していた法人設立団体の参加表明がないと。確定していない現状が報告されました。では、その原因は何なのか。そして、その解決策はどういうことをしていくのか、説明を求めます。

○建部議長 準備室長。

○茶木直売所準備室長 今ほどから、いわゆる目玉の商品とかいろんな形の中でご指摘をいただいているものでございますが、今後については、これから

9月以降、また議会が終われば新たな内部協議をして、方向をしっかりと見出していきたいというふうな思いをしております。もう既に3月、来年はそこに見えるわけですので、運営主体は、基本的には町の方で進めていきたいなというふうな、私は思いをしておりますが、その中で参画者をどうするかという、いわゆる資本提携なりを結ぶのはどうするかということはしっかりと議論をさせていただいて、3月に向けての新たな交流館の開設に向けていきたいというふうな思いをしておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今も出ましたように、事業主体との協定の締結を想定した協定書の原案、あるいはその骨子が成文化されていることが今大事であります。本格オープンをめざして施設の拡大をする販売所についての入札がされたことが町長から報告がありました。こういう基礎的な準備が整っているのかどうか。協定書の原案、あるいは骨子ができているのかどうかの説明を求めます。

○建部議長 準備室長。

○茶木直売所準備室長 協定書の原案でございますが、基本的には、今原案は作成はしておりません。成文化もしておりません。でも、新たな方向に向けて、いわゆる参画を願うということからも、趣旨をどういうふうにしていくのかということで、いわゆる予算の経営のあり方も含めて今調査をし、5カ月間の中でその辺の整理をされておりますので、それを受けてまた9月、これから10月に向けてしっかりとその辺の見きわめをして進めていききたいというふうに思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 町民との論議をしていく上で、町の基礎的な準備、合意のもとになるところができていないというように私は思うんです。駅長の確定や、事業体との協定成立の作業などは、町長の計画から見ても来年の本格オープンまでには絶対不可欠の作業であったはずだと思います。なのに、苦勞して準備してきた2人の責任者を、この4月に異動させてしまいました。これら不備の一因だと思います。何よりも施設建設の前提として特産品、責任ある事業体、そして、駅長人事、これらを責任を持って整備するという町長の明確な方針が欠落をしていたことが原因ではないかと私は考えます。この点、目玉商品の開発、ないしはその評価を既に受けていること、そして、それらの事業体、駅長などの準備の状況についての遅れた原因を取り戻す上での町長のリーダーシップが必要であります。町長の見解を求めたいと思います。

○建部議長 北川町長。

○北川町長 道の駅の、3月にオープンをするということを今準備をしている中で、昨年7月28日にプレオープンということで今の直売所がオープンいたしました。その背景には、北落地区の農産物直売所が老朽化しているということから、組合員の方々から一日も早い直売所の開設をしてほしいという、その思いに応じて昨年7月28日にオープンをさせていただきました。

もともとふるさと交流村構想で、この事業は前任者のときに進められました。甲良町は、農産物を含めて特産品が一体何があるかということを見ると、愛東のマーガレットのように地場産業として定着しているブドウやメロン、ナシ、そうした目玉が全くない中での手探りの状態からのスタートであったということから、その後、直売所の組合員の拡大を図り、そして、それぞれの農産物の直売所の中でのいろいろな部会、4部会ございます。その部会の部長が先頭に立って一生懸命農業振興も含めて頑張っていたら、この1年間の成果は一応は出ました。

先ほど米田課長が言いましたように、花卉類は、この彦愛犬の管内でも一番物がよくて一番安いというような評価も受けております。これは1つの目玉になるのかなというような思いをしておりますし、いわゆる園芸作物の振興補助、この中でパイプハウスによるイチゴ、トマトの生産も、いろいろな会員の方々が頑張っていたら定着をしてきました。それも甲良町の特産品になるのかなというような思いをしております。

しかし、初めに申し上げましたように、本当の特産品があって売り上げが上がると。売り上げが期待できるということで考えたら、それは非常に難しいなという中で、加工品、どういうものがあるか。あるいは、それ以外のものでどういうものがあるか。いろいろと試行錯誤しながら試作品をつくったりして、今現在に至っております。

昨年8月1日から今年7月31日までの1年間の売り上げデータをとりました。1年間で3,957万4,000円の売り上げです。月平均にすると329万7,000円、1日が10万9,000円、約11万円という売り上げになります。したがって、月に330万の売り上げで15%の手数料をもらっても四十数万円にしかありません。その中で、じゃ、来年3月にオープンするときに、駅長の人件費やら、あるいは事務所でいろいろな事務の仕事をつかさどる事務員の人を配置して果たして運営がしていけるのか。そういうこともいろいろと考えておりましたが、この段階で目標は、当初の直売所の目標は年間3,000万というようなことからいくと、売り上げベースとしては上回っていますが、全体を運営する中での諸経費を逆算したら、この売り上げじゃ到底おぼつかないということになります。

例えば、今年、先般の8月28日に木の交流館の建設の入札を行いました。

四千数百万円。しかし、この前に設計業者の図面を見させていただいたら、電気工事が高圧電力、いわゆるキュービクルを導入した中での契約をする、そういう形になっていました。これは大変やなど。1つは、空調が10馬力が11台、そういうような設計になっていたんです。10馬力というと7.5キロやと。それだけで電気料金はすごい膨大な金額になります。高圧を入れることによって基本料金が発生します。そこへ持ってきて関西保安協会なりの管理業務の業者さんが月4、5万円ぐらい要と思うんですが、それが入ります。したがって、電気を使わなくても月に20万以上の固定料金がそこにプラスされるわけです。そういうことになったら、これは大変やなどということで、設計業者にすべて低圧でいけるように見直しをせえという指示を出しました。今回はそういうことで電気の方も低圧でいけるような状況まで落とすことができた。しなかったら、それも固定経費として二十数万の金額が入ってきて、その上に使用電力料金が入ってくるというようなことになったら、電力料金だけでもすごい金額になるということと、先ほど言いましたように、駅長と、そういう人件費やらを含めると、今の現状で、仮に年間の売り上げの5割アップを図ったところで、そこらの人件費をペイすることは不可能ということで内部協議を重ねた結果、当分の間は直営で駅長は置かない。準備室の室長が代理業務を兼任するという方向でいこうということで、ある程度方向性として決めさせていただいたというように思っております。

なかなか営業を開始して1年や2年ですべてが引いた線路の上を走るといふような、そういう理想の状況には難しい。これから3年、5年、10年かけながら、甲良町の道の駅、せせらぎの里こうらが盤石な体制になるためには、いろんな試行錯誤、いろんな弊害の中でそれをくぐり抜けながら、血のにじむような努力をして取り組んでいくことによって軌道に乗せることができるのかなというような思いをしておりますので、今後はこのオープンまでに加工品というものを特に力を入れて、いわゆる利益率の高い、そういう商品に目を向けながら取り組んでいきたいというような思いもしておりますが、まだまだ道半ばでありますので、議員の皆さんからもいろんな意見を聞きながら取り組んでいきたいというようにも思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 大きな変換があったことが、今わかりました。当面直営でいくということですけども、改めて準備室長に聞くわけですけども、協定書原案、これは今、町長が答弁したことから言うと、必要ないということになってまいります。設立予定団体、関係者、つまりJAや、それから商工会が加入するという方針が変わったというように見えるわけですけども、当面直営で

いくということですが。

そうしますと、関係者などとの合意を進める上でも、これはそういう方針にかかわらず協定書や協定書の骨子をつくって合意のもとになる。これで町との原案を示して合意を進めることが必要ではないかと思っておりますので、見解を求めます。

○**建部議長** 準備室長。

○**茶木直売所準備室長** いわゆる締結事項については、それはご指摘のとおり町で当面は運営するわけでございますが、いわゆる協力体制とか、これからしっかりとその辺は農協さんなり、商工会さんなりをお願いをしていくということからも必要というふうな考え方をしておりますので、その辺については内部でしっかりと準備をして、協定書なり、いわゆる覚書なりの方はつくっていきたいというふうな思いをしております。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** もともと北川町長が町長選挙で訴えていたように、農産物が年間通して直売所に並ぶように、その準備ができないうちから大きな施設が建設されようとしていると批判されましたが、今まさにその状態ではないかと思っております。中身が整わないにもかかわらず、責任体制も整備されていません。この状態で大きな施設が建設されれば、軌道に乗るものでもうまくいかない。泥縄式、成功の見通しもないまま突っ走る危険性を指摘せざるを得ません。それは9月1日という異例の人事異動に象徴されているように思います。今年4月、いよいよ仕上げという段階で今まで準備してきた室長と、産業課長の2名を異動させた見通しのなさにあることを指摘します。これは、職員の問題ではありません。町長がこの事業を成功させるための明確な方針を持っているのかということが問われる問題だと私たちは考えています。

改めて法人の設立、協定書原案、何よりも販売品目などの諸準備が整うまで施設建設の執行を停止することを強く求めたいと思っております。これは、直売所成功の条件として農業振興の強化、箱物優先を転換する。町民の結束を阻害する同和の名による特別策を終結することなど、条件を挙げてみましたが、町政の総力と住民自治を集中して解決を図るためにも、この提起は今も重要だと改めて強調したいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○**建部議長** 西澤議員の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

(午前10時38分 休憩)

(午前10時58分 再開)

○**建部議長** 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、2番 野瀬議員の一般質問を許します。

野瀬議員。

○野瀬議員 2番 野瀬でございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、私が議員として出席させていただいた3月以降の議会においても、毎回のようにはせせらぎの里がテーマになっております。甲良町は潤沢な財政状況ではありません。せせらぎの里をスタートさせた後も失敗は許されないと。このままずるずる3月オープンを迎えますと、一度も黒字化されないまま道の駅閉鎖という最悪のパターンになりそうだと。また、町内からもせせらぎの里について、せせらぎの里の今後についても心配する声が沢山寄せられております。

先ほど町長から、駅長はしばらく置かないという、びっくりする方針が発表されましたが、この駅長を置かない人事、第三セクターなり、その辺の方針がきちっと決まっているのかどうか知りませんが、町の運営をどのぐらいの期間されようとしているのか。

そして、先ほどの発表以前に、細かい詰めができていくかどうかわかりませんが、ハード面、ソフト面での今後の具体的な開業、開業というよりも町主体じゃないというスケジュールですね。この辺のタイムスケジュール、どうなっているのかというところを回答をお願いします。

○建部議長 準備室長。

○茶木直売所準備室長 町長が先ほどの西澤議員さんでのご質問の中での最後の答弁でもございましたように、当分の間は町が主体を持ちながら運営をしていくというふうな基本方針の中でこれから再度詰めるということになるかとは思いますが、今までの取りかかっていた経緯にいたしましては、いわゆる農業振興を核にした中での直売所の運営ということが大きな課題でもございました。そういう中から、甲良町の農業振興をどういうふうにするかということで、町独自の補助事業も使いながら、農家の方、生産者の方にその補助金を使っていただきながら事業推進をしてきているわけですが、そういうことから、これから町長が言いましたように、まだまだ1.5倍なり、2倍なりの、いわゆる売り上げを上げていくためには、特産品の町の目玉になる部分が産業課長からの方からお話もございましたように、そういう部分もしっかりと定着できるようにやっていくことから、今後、向こう1年ないし2年ぐらいは町独自の運営が、私は必要ではないかというふうに思っておりますので、そういう中で商工会さんなり、農協がどうかかわるかということについては、十分に議論をしながらお願いをしているというふうな方向を見出して農業振興を確立してやっていきたいというふうな思いをし

ているところでございますし、スケジュール的には、もう3月、実質交流館がオープンもしていくわけでございますので、今の中をどう移行していくのか。これから売り場面積が大きく増えてきますので、農産物はもちろんのこと、加工品、いわゆる単価の高いものに力を入れながら売り上げの倍増をめざしていくとか、そういうことも考えられますので、その辺もしっかりしながら新たなオープンに向けての、少しの時間しかございませんが、しっかりと取りかかりながら、3月オープンに向けていきたいというふうな思いでしております。

あとは、産業課長と農業振興の方を、ともに一体となりながら進めていくというふうな方向で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 今、スケジュールの件ですけれども、駅長人事の件で大きく変わっておりますので、その面でもやっぱり変わってくると思います。

それと、今までどちらかというところ、私の思いとしてはハード面優先でのスケジュールが立っていたと思います。今後はそこメインじゃなしにソフト面、いかに売り上げを上げていくかという方を中心にしたスケジュール、これを立てて黒字化をめざしていかなあかんと思います。そのスケジュールを、今日立てられないというのはわかりますので、早急に立てていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○建部議長 準備室長。

○茶木直売所準備室長 ただ、運営するだけじゃなくして、いわゆる月ごとにどういうふうなイベント計画もするのかというのを、これは大きな1つの例としてお話ししますが、そういうこともございますので、毎月イベント計画なりをしながら運営をして、いわゆる地域の方、また、県内、県外の方に甲良の道の駅のせせらぎの里を大きくPRしていくというソフト面も大事というふうなことも思っておりますので、新聞なんかを使いながらPRをしていて、リピーターを増やしていきたいと、こんな思いを1つの例として考えておりますので、またご協力の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 よろしくお願ひします。

それと、続きまして、以前にも指摘がありました産業課所属の県職OB、この技能がうまく利用されていないと。本来は生産向上とか、技術指導とか、そういった面にもっと力を発揮していただくという意味で私は入っていただいたんだと思っているんですけども、それが力が発揮されていないということをおもっています。現在、どのぐらいの仕事をされているのか、それと、今

言いました生産性向上とか、技術指導、こういった面にどのぐらい力を発揮されているのか。このパーセンテージをまず教えていただきたいのと、ちょっと質問の内容が大分変わってきましたので、続けて、連続して行きます。

現在の動き、先ほどからいろいろ聞いていますと、今進めておられるせせらぎの里は、以前の北落地先の販売所、掘っ立て小屋みたいなものですが、それを移設して、ちょっと大きくしただけという考えが、見方ですね、そういうところがどうも思えます。そういう意識で進められているのではないと思うんですけども、やはり町民の中からはそういう意識が大きく出ています。やっぱりそういう形では今後の黒字化をめざそうと思ってもなかなか、あれだけの施設をつくるわけですから、めざせないということがありますので、あの施設を核に産業振興、それと地域の活性化、この辺も含めてめざしていかなあかんと思います。その辺を含めて今後の直売所にかける思い、これを産業課長と町長、意気込みを答えていただきたいんですけど、お願いします。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 まず、産業課の専門職員の役割についてでございますけれど、甲良町農業振興の観点から、行政職員の農業の専門家として補完的業務で公募を行っております。そうした中、県のOBでございますので、いろんな技術職員も多く知っておられるということで、県の職員さんの連携のもとに町内の農業従事者に対して応えていけるような取り組みを、先ほども申し上げましたように、1年を通してやっていたというところでございます。本年度は、甲良町の目玉となる特産物の育成や直売所へ安定的な出荷ができるような生産指導を分担していただいているところでございます。

そういうことで、できるだけ町内の中で地元産野菜、また、安心・安全な商品ができるような、そういう取り組みに専念していただくということを思っておるところでございます。

以上です。

○建部議長 後段の部分は誰。

北川町長。

○北川町長 意気込みですが、この、いわゆる道の駅をスタートさせるにあたって、なかなか順調な滑り出しをするということが非常に難しい。私はそう思っております。私も会社経営をして40年、その中で紆余曲折、もう商売をやめようかなと思ったことも再三ありながら、血のにじむような努力をして今日まで来ました。この道の駅については、平成20年4月から平成24年年度末までの、この5カ年の計画でこの事業をするというような形で国や県の許可をいただいてスタートした事業であります。

したがって、私は事業規模の縮小を選挙の公約に挙げさせていただきました。その結果、事業そのものはかなり縮小をされたのではないかというようには思っております。けれども、既にも買収も皆すべて終わって、そして、今後の構想についての打ち合わせがすべてできていました。担当課に、この事業、延長はできないのかというようなことを言ったんですが、補助事業だから延長はできないと。5カ年でやり遂げる。やらない場合は補助金がカットされるというような話を聞いた以上、これはこの24年度末ですべての事業が終わるように進めなければならないという重い負担を抱えながらの取り組みやというように私は思っております。

その中で、先ほど西澤議員のときにもお話ししましたように、仮オープンで1年間、これはオープンまでということは1年半以上になると思うんですが、その仮オープンの中でどういう流れで、どういう商品をどういう形で販売するのが一番売り上げが上がるかな、メリットが出るかな。あるいは、デメリットがどういう部分があるかなということを、いわゆる研究課題を残しながらテスト的にオープンをしたというようなことになるのかなど。

結果として、年間の売り上げが、先ほど申しあげましたように、約4,000万、これは担当レベルでは年間3,000万という目標を立てておりましたので、それ以上に上がっているなということはわかります。しかし、1カ月に約330万の売り上げ、これで15%手数料をもらっても49万円、このままで今度設備が大きくなっているいろんな経費がいっぱいかかる中で、仮に5割アップしたとしても月々の手数料が70から75万円だけしかありません。それで光熱水費から、人件費から、いろんなもの、商品仕入れやらは差し引きしまするので別として、とてもやない、賄えないというようなことから、これはもう少し見直す必要があるなど。運営自体という矢先に、湖東三山スマートインターの期成同盟会の総会の席上、愛荘町の村西町長から、湖東三山インター、25年度末前倒しで、うまくいけば25年度の、いわゆる平成25年の秋にはオープンができるかもしれないというところまで来た。そのことによって、インターの出たところの307との間に直営で愛荘町は直販施設と観光バスの駐車場、トイレ、すべて整備するというようなことを発表されました。私は、大変なショックを受けましたが、これはそれで、その自治体が考えることやから、それ以上のことは私も言えませんが、村西町長には、何でバッティングするような、そういうことをしてくれるんやと。私のところ、つぶす気かというような話も冗談交じりにさせていただいた。そういう経緯がございます。

したがって、今後はそういうことも視野に入れながら、このままじゃ規模を大きくしてももたないぞということから、しっかり腹をくくってやろうと

ということで、正直申し上げまして、4月に人事異動をさせていただいたのは私の不徳のいたすところで、健康上の問題もあったというようなことから、急遽9月に準備室の再構築をさせていただいたというようなことで、5人のメンバーは必死になって頑張っていたらこうというように決意も新たにさせていただいているというように思いますが、その中で、今言いましたように、このままの状態じゃ売り上げがとても厳しい。売り上げが厳しいというよりは、売り上げはこのレベルでは、上がるんやけども、それ以上に経費がかかるのと違うかということを考えたら、それは抑えなければならないというところを考慮すると、駅長、あるいは事務員さんとか、そういう人件費が上がる部分は極力抑えて、そして、光熱水費も先ほど言いましたように、電力やらのそういう使用料の分も極力抑えて、最小限度の経費で維持ができる形からスタートをして、その中で、例えば今、農産物25%、花卉類25%、そして果物が25%、その他が25%、大体4分の1ずつです。そのウエイトの中で弱い部分、加工品が一番利益率が高いのと違うかというようなところから、今、それに本腰を入れて加工品の開発に必死になっているというようなところがございます。

この春も、呉竹の梅林公園の梅を350キロほど業者さんに持ってかえっていただいて、いろんな加工品をつくっていただくなり、今、試作品をつくっています。この秋にもユズができるかどうかわかりませんが、そのユズも甲良町の特産品としてそういうのも使った形でいろんなものをつくる。それ以外に米粉を使い、いろんなもので商品開発をする、これを来年のオープンに向けて何点準備できるかは、まだわかりませんが、最大限の努力をしながら、しかも、オープンしても継続してそれも順番にテントに置いておくようにということで、日にちがもつ、そういう安定した商品も必要かなというように考えております。

したがって、今後は厳しい中でも何とか耐えながら、うまくこれが出発がスムーズにいけるように頑張りたいと、こういう思いをしております。

以上です。

(発言する者あり)

○建部議長 傍聴人、それ以上、発言したら出てもらいますよ。

野瀬議員。

○野瀬議員 今、回答をいただきました。もう1点だけ、ここの件で質問させていただきますと、先ほど駅長人事がしばらくは決まらないということでしたので、町主導でやるということは、ここしばらくは赤字に対しても補填を町からしていくということになるわけですね。これは産業課になるのかな。

○建部議長 準備室長。

○茶木直売所準備室長 当分の間ということで運営するわけですが、今現在は、農産物直売所の組合の方にそういう補助事業、いわゆる150万予算化して、維持管理費、人件費の補助を出しているところでございます。今後も私の思いでございますが、前に産業課をやっているときにも、そのときの思いは、約5年間ぐらいはある程度の一定の補助金を私は出していきながらしっかりと運営をしながらかなというふうな思いをしておりますので、やはり軌道に乗るまでは幾らかのお金に対してはそういう補助をしていくということで採算ベースをとっていくということで考えておりますので、そのときにはまたご協力の方をお願いしたいと思います。

○建部議長 北川町長。

○北川町長 今、野瀬議員が質問された、駅長については当分置かないと言いました。その分、誰がリーダーをとるのかということになるので、準備室の室長が3月1日になれば職務代理者として、いわゆる駅長代理という形で全体を把握して統括してもらうということになります。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。よろしく申し上げます。

続きまして、せせらぎの里の農産物、この直売所の総会資料というのがありましたので、それを見ますと、せせらぎ農産物直売所管理運営規約、これが平成14年12月25日に施行されております。今回、6回目として甲良町せせらぎ農産物直売所管理運営規約に改定されております。この規約が改定された、いろいろ内容的には改定されているんですけども、この改定がおそらく役場を中心にして改定されていると思うんですけども、具体的に言いますと、第2条で生産者組合、これが第2条で生産者組合とされ、第4条で組合員が生産した農産物等の販売に関する事、これが組合員が生産した農産物等の出荷および加工に関する事に、同条第4号で、その他直売所の目的を達成するために必要な事業に関する事が、その他の組合の目的を達成するために必要な事業に関する事に改められております。管理運営規約であったものが、任意の生産者組合規約に改定されております。もう一つは、第3条で、その組合の事務局を産業課に置くということも規定されております。任意の団体、先ほどの話から町主導でやっていくということになるとちょっと変わってくるんですけども、任意の組合の事務局を町の一担当課で持つことはいかかなものかと。この問題が出てくるんですけども、この辺のことをどう理解したらいいのか、ちょっと回答をお願いします。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 それでは、総会資料のことで、直売所の名称変更につきましてですけど、今ほど野瀬議員が言われましたように、過去に6回、更新と

いか、変更されてきております。今日まで14年から含めてですけれど、役員さんを中心とした形で各部会も増えてきたということで、特に今回の改正で大きいのは、加工部会ができたというのが大きい内容です。組合の名称変更につきましては、今年度のせせらぎ農産物直売所の組合総会において、組合員の総意によって決定されたものでございまして、地名の明示をとという今日までの経緯がありましたということで2条の方は変更されています。

それと、4条につきましては、加工部会を追加したという内容が主なものでございます。4条というより5条ですね。そこで加工に関する内容を4条で挙げさせていただいているということです。それと、3条につきましては、今日までですけれど、せせらぎ農産物直売所の組合はもとより任意の組合でありまして、その事務局は従前から甲良町役場の産業課に置いてきております。当然、この規約につきましては、あくまでも3月までのということで決定をされておるわけなんですけれど、今後、事業内容等につきまして、それに合わせた形の規約の変更を検討していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 よろしく申し上げます。

続けます。

次の項目は、先ほどのしばらく町直営でいくということですので割愛させていただきます。

それと、その次の項目、3月議会当初より、運営面で進捗は見られないと。そのように見ているのは私だけやないと思うんですけども、経営体制、この辺のところはなかなかできていないので、今の駅長人事、この辺のところは決められないのかなと思っています。

甲良町の道の駅ということになりますと、運営とか経営面で、隣のあいとうマーガレットステーション、この辺と比較されると思うんですけども、甲良町の独自性について、先ほどから町長なり、担当課の方から答えていただきましたので、これは割愛させていただきますけれども、甲良町独自の道の駅として、近隣の道の駅から比べてもすぐれておるなという方向で今後立ち上げていただくように、よろしく申し上げます。

続けさせていただきます。

青少年育成についてという方に変わります。

ロンドンオリンピック、皆さんテレビで観戦されていたと思うんですけども、メダルラッシュでテレビにくぎづけになったものと思います。この中で、銀メダルをとった女子バレーの中道瞳選手、セッターですけれども、この中道

瞳選手が甲良中学の出身だというのをご存じだったのでしょうか。残念なことに、垂れ幕の応援活動が一切ありませんでした。甲良町の青少年にも、元気づけるためにも、こういった大きい大会の出席、参加されたときには応援活動があってもよかったのではないかと考えております。この辺について答弁をお願いします。

○建部議長 教育次長。

○金田教育次長 ただいまの質問にお答えをします。

中道選手が甲良中出身ということは聞いておりました。もう少し中道選手の紹介をさせてもらいますと、野瀬議員は当然ご承知やと思いますが、京都の城陽市出身であります。中学1年生の9月の末、正式には9月29日だそうですが、城陽中学校より甲良中学校にバレーボール留学されたということでございます。インターネットで一部中道選手の紹介がされているのを読みますと、城陽中学に入ったけれどもバレーでの活躍の場がなかったというようなことで、つてを使って甲良中に来られたということでございます。

そんなことで、何にせよ甲良中に在籍していたということは非常に名誉なことであるというふうに考えております。できれば応援できればよかったのですが、残念ながら甲良町生まれでも、甲良町育ちでもなかったし、中学を卒業したら京都の方にすぐ帰られたというようなこともございました。学校現場も、私どもも、また行政の方からも、いずれもそういう、応援しようというところ辺ではちょっと盛り上がりには欠けたということでもあります。

次回からは、そういうことがあれば、せめて協議をし、応援体制について話し合い等をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 今回はわかりましたので、次回からはまたよろしく願いします。

続きまして、次の2番の項目ですけれども、この項目、先日、阪東議員の質問と一部内容が合っていますので、一部割愛させていただいて、その下の項目のところでちょっと質問させていただきます。

命の大切さというものを学生に知ってもらうためには、この多感な中学生時代に被害者の母親などが講師をしていただいで再発防止の活動をしていただいでいる「いのちの授業」というものがあります。ぜひともこの「いのちの授業」というものを中学生に受講いただいで、相手の痛みがわかるという、そういった人間に形成していただくのがいいかと思っております。これについてご意見を伺いたいと思っております。よろしく願いします。

○建部議長 教育長。

○堀内教育長 野瀬議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

確かに子どもたち、成長途上にある子どもたちに命の大切さをいろんな機

会に伝えていきたいという思いは私1人ではありませんし、すべての皆さんの願いであると思います。

学校では、小学校、中学校、それぞれ年間の学習指導計画に基づいて、いろんな形でいのちの大切さを学ぶ授業は実践をしております。具体的に、今年度、甲良中学校で計画をしております1つの例に、10月31日に命の大切さを学ぶ教室というものを開催いたします。これは、滋賀県の軽犯罪被害者支援室の方とタイアップして、県下で展開をされているわけですが、犯罪被害者の立場の方からのお声を子どもたちに直接伝えると、そういう場を、ちょうど今年度、甲良中学校が設けてもらえるということで、そういう予定もしております。

野瀬議員さんの思いも、今までからも聞かせてもらっております。これからもいろんな機会を活かして子どもたちに命の大切さを伝える授業を進めていきたいという思いは教育委員会としても持っておりますし、もちろん学校もそういう思いで進めておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○**建部議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** わかりました。よろしくお願ひします。

続きまして、青少年の育成として、教育委員会では学校教育、それとスマイルネット、公民館活動、生涯学習活動、そして、社会福祉協議会でも甲良町ではプラン13の授業のもと、青少年の健全育成に力を入れておられます。また、役場の総務課においては、タッチくんとか、そして、防災・防犯自治会の活動、生活安全の活動、この辺を推進されております。そして、各13集落においても自治会活動とかPTA活動において青少年育成に力を入れております。

甲良町の特長として、行政と住民が連携してまちづくりが展開されてきたという経緯がございます。集落数13の本町として、行政と区が連携すること、大人と子どもがよい関係で健全な地域社会を築いていくことは、何よりも大切なことだと思っております。総務課、教育委員会、社会福祉協議会がそれぞれ、今で言う縦の流れでそれぞれの仕事をやられていると。これはある程度やむを得ないことだとは思いますが、受け皿の自治会ですね、区としてはいろんな事業に取り組んでいると。私自身、昨年区長をやっておりましたので、その区長経験者としても、同じような依頼がいろんなところから回ってくると。対応に疑問を感じたこともございます。

ここで、行政として、関係課が連絡調整会議のようなものをして、事務の調整をやっただけないかと。やること自身は大事なんですけども、ダブったことをやる必要もないですし、一本化して、よりよい方向に持っていっ

ていただく方がいいと思いますので、関係団体の包括、事務局的な会議ですね、この辺を築いていただきたいと思いますけれども、お考えを聞かさせていただきたいと思います。

○建部議長 社会教育課長。

○池田社会教育課長 今、野瀬議員の言われましたことにつきましてご回答を申し上げたいと。集落では今おっしゃったように、受け皿が1つということで、非常に悩んでおられることがうかがわれます。目的は青少年健全育成をめざしまして、各行政機関、あるいは団体の方から区ならびに分館、あるいはPTAを通しまして、最終区の方が受け皿になっていただいております。中で目的が重なってくるとか、そういうところで非常に困惑されていることを今うかがわせていただいたところでございます。

当然、おっしゃっている中身は、ご指摘の内容につきましては、縦割り行政的な弊害のご指摘であると受けとめておりますので、今後、今おっしゃっておられます関係機関の横の連絡調整会議等が教育委員会の方でも必要と感じております。相手さんは受け皿が、結果1つになってきますので、そこら辺は集落において事業の説明をさせていただく中において受け入れやすいような形で、納得いただけるような形で、行政間の方でも調整をさせていただいて事業の推進にあたっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 今後、よろしく申し上げます。青少年育成の質問、これで終わらせていただきます。

続きまして、婚活事業についての質問をさせていただきます。

7月の終わりに婚活事業ということで甲良町でされたんですけども、その成果というところにおいて、広報にも載っていなかったと思いますし、ほかになかなか発表の場がなかったと思いますので、成果がどうだったかというところについて発表をお願いします。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 ただいまのご質問でございますけれども、お話しいただきましたように、7月15日に西明寺周辺を中心にいたしまして婚活事業を実施させていただきました。状況でございますけれども、40名を募集定員として本計画を行いました。参加人数は38名、これにつきましては、当日の急遽のキャンセルもございました。男性21名、女性17名ということで、38名での内容となりました。

今回は、出会いの場づくりということでの計画をさせていただいた中では、その中のアンケート結果もちょっと見た段階で、今後も参加したいというよ

うなご意見をいただいておりますので、出会いの場づくりとしては有効であったというふうに考えております。

以上です。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 出会いの場として有効であったということですが、単に出会いの場だけで終わらせていただきたくないんですね。今後というところにおいて、町長が前から話をしておられるように、甲良町自身の人口を増やしていく。その人自身が甲良町に住んで、幾分なりか増えていくという方向にねらいを定めて進めていく必要があると思います。

そういったところで、今後、この活動をどういう方向に持っていくかというところについてご回答願います。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 今後の展開でございますけれども、今ほど、今回1回目の事業に関しましては、出会いの場ということでのお話はさせていただきました。議員さんからありますように、最終的には甲良町のよさを知っていただいて、また、甲良町に定住したい、甲良町というところまで、最終的には考えるべきかと思っておりますけれども、直接つながるというものは難しい。そういうこともございまして、今回は1回目のデータ等を確認した中で継続的に、今年度10月末にも計画はしてございます。その中で今回の課題としては、甲良町在住者の参加強化というものをどのように持っていくかと。甲良の中でもちょっと結婚の時期を、出会いを逃したという、逃したと言うと失礼ですけれども、ちょっと高齢の方もおられます。そういう方にどのように支援して参加いただくかということも検討しながら、随時最終的な目標に向かって方向づけができるような取り組みにしていきたい。

その検討にあたりましては、今現在、甲良町の中である、それぞれの年代、若手、中堅職を含めまして8名の職員をプロジェクトということでどのようにすればスムーズに参加いただけるかとか、どういう計画にすべきかという内容検討をしながら次回につなげていくということで進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 おそらくされているとは思いますが、参加された人、先ほど38名ということでしたけれども、それぞれの感想なり、アンケートはされていると思ひます。その意見に耳を傾けていただいて、よりよい方向に持っていくていただくということをお願いして、私の質問にかえさせていただきます。ありがとうございます。

○建部議長 野瀬議員の一般質問が終わりました。

ここで、昼食休憩に入ります。再開は1時30分でお願ひします。

(午前 11時40分 休憩)

(午後 1時20分 再開)

○**建部議長** 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、3番 西川議員の一般質問を許します。

西川議員。

○**西川議員** 議長のお許しをいただきましたので、ただいまより一般質問を始めます。

まず最初に、健康についてという形で質問させていただきます。

健康問題につきまして、行政の取り組み、大変よくやられているんだと思いますが、私も含めるといような形になるんですが、生活習慣病が県下では1、2番目の死亡率となっていると聞いておりますが、そこで、過去10年間の資料という形でお願ひしたんですが、入院、通院治療、病名の多い順に、男女別、年齢別というふうにお願ひしてありますが、資料の報告、提出があればお願ひしたいと。わかれば、医療費の総額の大きい方を教えていただければ参考になるかということで、ひとつ、よろしくお願ひします。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**川嶋保健福祉課長** 健康についてということでご質問いただいているわけですが、まことに申しわけございませんが、過去10年間ということですが、データがないのと、あくまで国保対象だけのデータでありまして、病名等を分析するためにはデータが必要であり、町で把握している統計資料では、毎年連合会の方から来るんですけれども、5月分のデータの資料が来ます。それを分析させてもらいまして、最新の平成23年の分析した年代別の病名、これは疾患ごとでございますけれども、その順位を報告させていただきたいと思ひます。

まず、通院治療でございますけれども、19歳までは第1位は呼吸器系疾患、これは風邪等でございます。2位は消化器系疾患、これは歯、歯周病、あるいは胃腸病等がこれでありまして、第3位が眼科疾患であります。20歳代から39歳までは、1位は消化器系疾患、2位は呼吸器系疾患、3位に皮膚および皮下組織の疾患であります。40歳から59歳までは、1位は消化器系疾患、2位は循環器系疾患、循環器系といいますのは、高血圧、心臓病、脳卒中等であり、第3位が内分泌系疾患、これは糖尿病でございます。60歳以上になりますと、第1位は、先ほど言いました高血圧、心臓病、脳卒中である循環器系疾患が第1位を占めております。2位は消化器系疾患、第3位に内分泌系疾患の順になっております。それが、通院治療で、データでございますして、入院につきましては、1ヶ月だけのデータであるため順位

をつけることが無理な状況であります。傾向として、循環器系疾患、これは高血圧とか心臓病、脳卒中でございますけれども、その入院は、大体55歳から多くなり、脳卒中を起こして入院、加療が必要なものが増えてきているという状況でございます。

それと、医療費の合計ですけれども、これにつきましても、この決算概要の44ページに、これもあくまで国保だけしかありませんけど、その合計がこの表で、一般被保険者、退職者被保険者を足しますと、6億5,581万5,000円の医療費がかかっているということになっております。

以上でございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 今の中でいきますと、循環器系が高齢者については多いと。若い人なんかはそんなに行っているわけじゃないでしょうから、医療費の方は高齢者の方へつながっているんだと思うんですけど、循環器、血圧、糖尿も、糖尿はまた別ですかね。その辺が入ってくるんだと思うんですが、生活習慣病という形の方が、この辺が高齢者の方には多いという形なんですけど、その中で1つ、ちょっと別角度からお聞きしたいんですが、人工透析の患者さんが国保対象者で何人ぐらいおられて、町内ですらね。その年間費用というのはどれぐらいかかっているものかということをお尋ねします。平均で結構でするのでお尋ねしたいと思います。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 透析患者の数は、これはあくまでも社会保険も数えていますので、それは調べられています。合計で25名、今現在、9月5日現在で25名の方が透析を受けられているということで、このうち国保は9名。それと、後期が12名、社保が4名ということで、合計25名の方が受けておられます。

それと、大体の費用ですけど、これも前から聞いているんですけど、1人年間、いろいろ差があるんですけど、500万ぐらいは1人かかるということをお尋ねしております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 そういう中でいきますと、まとめて申し上げたいと思うんですが、その辺の予防をどうしていくかということが肝心になっていくんだと思います。500万という金で25人、単純に計算して7,500万ぐらいかかっているという形ですので、医療費に占める割合は1割を超えている。国保だけでしたらそんなに要らないかもわかりませんが、その辺のところが必要という事です。

次に、各字の特定健診の受診率がどうなっているかということをお尋ねし

たいんですが、資料をいただきました。これに対しまして、この受診率が平均で約40%前後という形になってはいますが、このくらいの程度でいいものか、あと100%にはならないと思いますので、この辺をどういうふうにされていく努力をされているかということをお聞きします。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**川嶋保健福祉課長** 字別の、これは23年度の特定健診受診率でございます。この決算概要のところにも、46ページの方に載っておりますが、それを拡大させてもらったものでございます。やはり対象者の多い地区の受診率は低くなっているのはご覧のとおりでございます。

この受診率向上対策に対しまして、平成23年度、昨年度は受診率が低く、対象者の多い地区へ戸別訪問、あるいは受診勧奨、アンケートの実施を行いました。今年度につきましては、町内全域を対象に受診勧奨実施中でございます。特にこのようなことを行いましたことによって、少しは伸びたんですけども、何せ対象者が多いということで、1人、2人が伸びてもパーセントが上がってこないというのが現状でございます。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 受診率向上でいろんな、戸別訪問までされているという形でございますが、1つに、前日か当日ぐらいの形で、当日は難しいかもわかりませんが、2、3日前ぐらいに、電話でしたらそんなに費用はかからないと思いますので電話作戦もいいんじゃないかなというふうなことも思います。

これに関しまして、金屋の事例なんですけど、本人がまだまだ自分は大丈夫だというようなことを思っておられたんですけど、健康診断を受診されて異常が見つかったと。昨年健康診断だった。前ぐらいから調子はちょっと悪かったようなんですけど、受診されてわかったと。たしかその辺が血液検査かなにかでわかったんだと思うんですけど、それが早期発見につながって、手術をされ、今では健康に暮らしておられる実例の体験報告を聞かせていただきました。そういう意味からも、健診の必要性を痛感しております。なお一層受診率の向上ということに努力されることを望んでおきます。

3番目に、甲良町の中で、最近私が耳にするのは胆石患者が多いんですが、胆石、腎臓結石等で入院されているということをよく聞きます。それで入院された方は、そんなに長くは入院されていないんですが、胆のうをとってしまうというように形で退院されています。その辺のところ、胆石、腎臓結石は痛いのですぐわかるのかもわかりませんが、胆のうも痛いのか、私はなかったことがないのでわからないんですが、胆石も。その辺のところを、どのような要因が考えられると福祉課の方では思っておられるか、お聞きします。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 済みません。先ほど予防対策の方が言えてなかったのも、済みません、追加して予防対策をどうしたらいいかということで、特定健診の場合ですね。ちょっと報告させていただきます。

特定健診者の医療状況から、甲良町で突出しているのが糖尿病と腎不全で多くの医療費がかかっているということになっております。腎不全の原因疾患として糖尿病が最も多いことから、特定健診受診者の中で必要な対象者には2次検査をしていただきまして、糖尿病予防対策に重点を置いた保健指導を行っているというのが甲良町の現状でございます。

それと、先ほど胆石と腎臓結石の要因のことでございますけれども、胆石、腎臓結石により入院、手術等の情報はないわけでございますけれども、胃がん検診時のときに発見される場合が多いということを知っております。

それと、胆石症の原因なんですけれども、多くはコレステロール系の結石であり、コレステロールの過剰摂取によるものが多いということでございます。

それと、腎臓結石につきましては、多くは原因が不明ということなんですけれども、食事が影響を与えているということが考えられるということでございます。特に水分、あるいは野菜不足、または、今度は動物性のたんぱく質、あるいは塩分、ビタミンCなどの過剰摂取が考えられると。水とか野菜は不足がちで、動物性の過剰摂取ということが多く考えられると思います。

それと、尿酸とシュウ酸の量が増えることによりまして結石がつけられるということになっておりますので、正しい食事が必要であると考えております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 ある人が、結石の患者が多いのは甲良町の水道の水が、石灰水系の水質的な要素が高いと。その辺から出てくるんじゃないかというようなこともおっしゃってましたので、前、水道課長の方にお尋ねしましたら、そんなことはないということを言われていましたので、その辺は大丈夫だと信じております。

今、福祉課長がおっしゃいましたが、食生活が豊かになったことは事実でありますので、あと、こういう患者さん、私も含めるんですが、大きな要因は食べ過ぎだと思います。過剰摂取によるところが大きいんだと思います。今後は予防やいろいろな予防対策の今以上のPRをしていただき、そのことが医療費の減少にもつながると思いますので、今後とも努力をしていただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

次に、古着の回収についてお尋ねします。

前回、6月だったと思うんですが、相当量の衣料が出されたと聞いており

ますが、年2回を予定したいというようなことを、前、住民課長はおっしゃっていましたが、次回の予定はいつごろになるのかということと、着物はだめなのかということをお尋ねします。

○建部議長 住民課長。

○中川住民課長 次回、今年2回目です。最終になりますが、11月10日の土曜日を予定しております。ちなみに、前回6月の実績では、おおよそ13トンの古着の収集がございました。12月の前ということで同じような量ぐらいいがあるのとちやうかなという予想はしております。

着物の件ですけれども、着物、いわゆる着物になった着物そのものはオーケーです。構いません。ただ、反物の状態ではちょっと引き取りができませんので。といいますのは、これは集めさせていただいて、きれいにして海外の方へ、困っておられる方に使っていただくと。リサイクルに使っていますので、生地でそのまま持ってこられるとちょっと使えないのでということで、よろしくをお願いします。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 わかりました。それじゃ、11月という形でまた期待しておりますので、よろしく願いしておきます。

3番目に、ごみの減量についてという形でお聞きします。

甲良町の広報というか、資料の中に出された資料の中で、1人33グラム1カ月、約1キロ減らすことができたというパンフレットがあるんですが、町全体にしますと年間260万弱の減額になるとあります。それを各家庭で、いろんなことを口頭で言うことは簡単、資料で渡すことも簡単なんですが、これは周知徹底させるための各集落をお回りになってやられるというケースなんですが、各集落の方も全員が来ているわけじゃなし、各戸1人という形ですが、出席率はそんなにいいものではありません。その辺のところ、各家庭で費用をあまりかけずに、また、心がけるだけで水分を抜く方法をもっと詳しく説明してあげる必要があるんだと考えます。

また、ほかの町では、生ごみを毎日集積所へ持参する実験を行っているという聞いております。その現状は確認しておられるかどうかということと、現在、生ごみ処理容器が町全体で何基ぐらい利用されているのか。最近では利用数が少ないが、資料を見ていると最近の利用数は少ない。費用の申し込みが少ないと思います。それから、普及しない要因はどのようなことが考えられるかということをお聞きします。

○建部議長 住民課長。

○中川住民課長 済みません。3点質問があったと思います。

まず最初、1人33グラム減らしていただけたらということで、一応、今

年の住民課なりの目標ということで減らしていこうというのが33グラムということ。33グラム、目安で言いますと、卵1個が大体50グラムです。その3分の2ぐらいの重さになります。

具体的にとということで、今年も広報に力を入れようということで、6月、7月あたりから、もうちょっとごみの現状がどうなっているかという見える化を広報でしていこうということと、減らすについてはどういうふうにしたらいんやということ、今のところはまだ数字だけなんですけど、今後は具体的に、これをやってくるとこれだけ減らせますよ、こういう分別をしていただくとこうなるんですよということをお示ししていこうかなというふうに思っています。

ちなみに、例えば、このごろスーパーでは、例えば大根を葉っぱのまま買ってきて、家へ持ってかえってちょん切ると。そのまま捨てるということが、もうスーパーの中にごみ置き場がありまして、もし葉っぱが要らないのであれば、そこで切っていただいて要るものだけ持ってかえるということもできますし、トレーもいっぱい置いてあるんですけど、トレーを使わなくても別の袋に持ってかえっていただくということもできるようになってきております。その辺のことも知らない方もおられると思いますので、お知らせしながらというふうに思っております。

それから、他町では生ごみを毎日集積場所へというご質問です。

近くでは豊郷町がやっておられますし、あと、多賀町でもやっておられます。それぞれやり方が違いますので、それについても成果もどうやということはまだ出ていないようです。それぞれ課題があるというふうには聞いておりますので、また参考にできることがあればというふうには思っております。

それから、家庭用生ごみ処理機の質問やったと思います。

現在、これ、平成12年度から事業が始まっておりますして、購入費の2分の1、上限2万円という補助をさせていただいております。現在は、延べで403台補助金を出させていただいておりますして、最近の傾向としましては、以前に買われた方が耐用年数が過ぎたということで更新をしたいということでの利用があります。年間平均では、大体4台から5台程度の補助金の助成ということになっておりますして、おっしゃられるように、事業としてはなかなか進んでいっていないということが言えるんじゃないかと思っております。

生ごみ処理機のマイナスイメージですね。手間がかかるとか、電気代が要るとか、いろんなそういうイメージが、以前の状態が先行しているというふうには感じています。最近ではその辺のことも、手間も少し省けて、電気代もそんなに要らないという機械も出ているように聞いていますので、その辺のことも周知していかなければなかなか進んでいかないのかなと。そこら辺

のところはなかなか今までできていなかったということで反省をしておりますので、広報なりで十分知らせていきたいというふうには考えております。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 今、課長が申されましたのであれなんです、私も先ほど昼飯のときに33グラムとはどれぐらいだという形ではかってきました。この程度なんですね。その辺を節約、減らせればという形でいけるわけですから、町民の皆さんに、行政が何も自分たちだけがやるんじゃないかと、やっぱり町民にもそういう負担は求めていかないと、求めることが税金の無駄遣いにならないという形になっていきますので、その辺のところをやはり今後も大いに、積極的にPRしていただきたいというふうに思います。

それと1点、ある字で生ごみ処理機を購入計画をされていると聞いていますが、町として減量につながるのであれば、補助金を出してやってもいいんじゃないかと、実験をやられているという段階のようなんです、その成果のあれによっては補助金を出してもいいんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○**建部議長** 住民課長。

○**中川住民課長** 実際にそういう取り組みをしようかなという相談は以前にございましたけれど、なかなかやり方とかいろんなことで、地域全体で取り組まなければいけないということもあるんじゃないかと思いますが、その後はなかなかうまく進んでいない状況というふうには聞いております。

その支援する、しないについては、今のところまだ具体的な細かい話になっておりませんので、そういうお話を、先ほどありました他町の事例もございますので、果たしてそれがどうなのかということもふまえて、検討しなければいけないのかなと。

先ほどの家庭用生ごみ処理機の話もさせていただきました。そこら辺との兼ね合いもあると思います。どういう方法がごみの減量に一番つながるんやろうと。甲良なりの方法をまた考えていく必要はあるかというふうには思います。

○**建部議長** 北川町長。

○**北川町長** 生ごみ処理機についてですけども、家庭用の生ごみについては別として、大型の生ごみ処理機、これについては、以前に豊郷が導入をしております。その状況を聞くと、各集落の区長さんに生ごみ処理機の設置をしていただきたいというような要望を町長の方から出されて、それに対して何カ字かの集落の区長が、それぞれ字単位でそれを管理するというのは非常に大変やと。当番制を決めてそれも出てこないかんとということと、置く場所が、においもするというようなことから、設置場所の問題もあるということでは

ろい議論された結果、最終的には1字がしましようということになったらしいんです。

ところが、何カ月かやっているうちに、集落の人が交代で出るのがだんだんおっくうになってきたというのが1つと、それと、かなり夏場になるとおいがするということで、我々の字ではちょっと管理ができないというようなことによそへ置いてほしいというような話が最終的に出ました。

それで、豊郷町長の方で、設置場所をどうするかということで、今現在は湖東衛管の管理者会の中でその話をされて、湖東衛管の中の一番奥の方の物置か何か知らないんですけども、そこに置かせてもらおうというようなことで管理者会での了解を得て今現在そちらに置いてあるというようなことで、もうひとつ、この処理機そのものが機能をしていないというような状況であるということをお伺いしておりますので、我々もそういう部分では慎重にしていきたいなというように思います。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 異臭の問題とか、当番とかいうような、今、町長がおっしゃったような問題が発生するんだと思います。日々のことですのでいろんな、長続きさせるにはよっぽどプラス要因がないと難しいのかなというふうに思います。

やはり減量をやればそれだけ町が助かるという形ですので、個人でやっていただかないかなのかなと思いますので、その辺、よろしく願いしておきます。

次に、通学路の問題についてお尋ねします。

今年になってからいろんな事故が発生しておりまして、京都亀岡では、登校中の生徒の列に暴走運転の車が突っ込み、はねられるというような痛ましい事故がありました。その事故があってから、全国一斉に通学路の点検が実施されたと思うんですが、甲良町はどのようなことを点検され、報告されたんでしょうか。お聞きします。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**橋本学校教育課長** 通学路の点検について、お答えさせていただきます。

7月2日の月曜日に、彦根警察署、甲良の駐在所、東西の小学校、中学校、建設課、教育委員会から9名の者が出まして、それぞれの視点で通学路の危険箇所について点検を実施しました。

東小学校区では8カ所、西小学校区の6カ所、中学校につきましては3カ所の合計17カ所の点検をしましたところ、11カ所の改善が必要であるということが出ました。

主な重点箇所としまして、東小学校区では、国道307号線、金屋の信号

から東小学校に向かう道路のちょうど中間あたりにせせらぎの里こうらから運動公園に向けて道路幅を、道幅を広げられる計画ができていますが、その交差点が大きくなることから、道路が新しくなれば横断歩道を設置していただくということ。

それから2点目に、以前から出ております甲良中学校の前、県道ですけれども、わりと道幅は広いんですけれども、中学生の自転車通学のことを考えると、中学校側にも保健福祉センター側と同じような歩道をつけていただき、歩道と車道の区別ができるようになるといいな。

3点目は、西小学校区で、学校の方から呉竹の方を向いて帰りますときに、近江鉄道の踏切をわたって地藏堂の前を通過して右の方へ、建部製材所の方へ向かうところに横断歩道があるんですけれども、ちょうどカーブになっていまして、その横断歩道にいる子どもが見えにくい、わかりにくいという部分がありますので、ドライバーに横断歩道があるということを知らせる設備を設置しよう等々、11カ所の改善について挙げて、今要望をしているところです。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 今言われました、東小学校で8カ所という形ですが、今、金屋の、そのせせらぎの新設道路のところですね。あそこ、横断歩道だけでいいのか。今後の問題ですが、信号機がつかんものかなというようなことも私も考えていますので、その辺のところはまたご検討願っておきたいと思います。

それともう1点、その中に東小学校のグラウンド東の道路のところについては入っているんでしょうかね、今回の中に。東小学校のグラウンド東。長寺東の方から北落へ向いていく道路がありますね。ごみが茂っているところ。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 交通の関係ですので、今おっしゃっていただいたところは危険箇所には、申しわけないですけど、入っていません。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 それでは、それに関しまして、引き続いて質問していきます。

初日に木村議員も質問されておりましたが、東小学校グラウンドの東の民有地がありますね。あそこは雑草が生い茂っておって、高さ約2メートル前後ぐらいになっています。見通しが非常に悪くて、私自身は危険に思うんですが、カーブミラーも設置はしてあるんですが、現状では長寺東から北落へ向いて西側の方が見える、長寺東側が見えるというような状態のカーブミラーの設置の仕方なんですよね。現状、本当は東側と南側が見えるようにしてやらないと、車両通行も危険ですし、子どももそこを通るわけですよ。そういうところから、カーブミラーが、私はもう一つ必要じゃないかなという

ふうにも思います。

それと、道路自身に、グラウンドの東側ですね、雑草との間にいったん停止のラインもなければ、とまれの標識も立っていないというふうにも思います。私は、あそこが一番危険箇所じゃないかなというふうに思いますので、私自身も車で通るときがあるんですが、飛び出してくるんですね、いったん停止なく。車同士でも、やっぱり2メートル茂っていたら見えない、車が来るのが。お互い見えない状態になっていますので、早急に対策を講じていただきたいというふうに思います。

たまたま、これ、一般質問を出すのが29日の締め切り日だったんですが、その日に路肩部分を除草されておりました。その辺で若干広くはなっていますが、雑草そのものは2メートルぐらいあるわけですね。長さにして50メートル、3、40メートルから、県道側で3、40メートル、グラウンド沿いには相当数あると思います。今度、運動会の駐車場のために刈られたところは別としまして、その辺の距離はあるわけですから、民有地だという形でほっておくわけにもいかんというふうに、事故を起こしてからではどうにもならないと思いますので、その辺、次の対策は講じていただきたいと思うんですが、その辺、よろしくお願ひしたいんですが、要望という形じゃなくして、講じてほしいというふうに思いますが、いかがですか。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**橋本学校教育課長** 点検ではできていませんでしたので、確かにおっしゃっていただいたところを含めながら今後、一気にはできませんけれども、一つ一つできる範囲で努力はしていきたいと思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 今、カーブミラーの設置の要望をいただきました。本来ならば、各字の区長さんにカーブミラー等の設置の箇所の危険な箇所はどこですかということで、4月、5月ぐらいにお問い合わせをしているわけなんです、今回、今、指摘のあったところは入っていなかったんですが、現場を確認させてもらって、役場で必要と思えばつけさせていただきます。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** それじゃ、次に、そのの茂みの話になるんですが、万一茂みの中に子どもや学生が引きずり込まれるというようなことがなきにしもあらずだというふうに思いますが、そのときの責任は誰が負うのかという問題点と、不法投棄や、ヘビやハチが出てきてけがをすることも考えられます。起きてからは遅いということなので、よき解決策をお願いしたいんですが、早急に対策を講じる必要があると。民有地という形でほっておけるかどうかという問題が1つあるんですが、その辺の問題と、先日、広島では少女がバッグに

入れられて監禁される事故やとか、6日の日には野洲市で女子高校生が羽交い締めにされて連れ去りをされようとしたとかということが事件として起きております。万一事件が起きたら、これは誰が責任をとるんだという問題が引き起こされるという可能性が出てきます。その辺のところを、この茂みの問題をどう対処するのがいいのかということを経営側がお考えになっているかをお聞きしたいと思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 個人の所有地ですから、行政があれやこれやということはなかなかできないと思います。もしも危険と感じたら、やはり個人にお願いするしかないというふうに思います。

それと、誰が責任を負うのかと言われましたけども、非常に難しい問題で、質問で、誰が責任を持つかというのと、やはりふだんのそういう整備が、責任を持つというのはなかなかできませんけれども、ふだんのそういう点検をしっかりしていかなあかんというふうに思っています。

東小学校の近くには、一応タッチくんというのが整備されていますので、その啓発にこれからは努めていきたいなというふうに思っています。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 責任の所在というのは、大津の事件でもわかるように、なかなか難しいところはあると思いますが、予測される箇所であるというふうに私は思いますので、地元の親たちもその辺のところは危惧しております。その辺のところを、雑草がなければそんな問題は何もないわけですから、その辺のところを何とか対策を講じてくださいということをお願いしておきます。

次に、せせらぎの里の本館建屋入札についてお尋ねしていきたいと思えます。

まず一番最初に、入札の告知という形なんですけど、公共事業の少ない中で、建屋の方だけで言いますと、入札結果を見させていただきますと、3者しか応募をしなかったというような形なんですけど、それほど魅力のない工事だったのかというようなことも考えられますが、その辺のところをどういうふうに告知されたのかということをお聞きしたいと思えます。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** せせらぎの里、本館の建屋工事の関係でございますけれども、一般競争入札方式でやらさせていただきました。その入札の告知の方法といたしましては、一般競争入札といたしまして、甲良町のホームページでの告知、また、庁舎の入札関係の掲示板というのが、ちょうど東の南の方の入り口のところにあるんですけれども、そこの方で業者の方が随時見に来いますので、お知らせということで、具体的な内容につきましては町政情

報コーナーでの内容閲覧という格好で進めさせてもらいました。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 3者というのがいかにも少ないなというふうに、ほかのやつは結構応札されているわけですが、一番肝心、金額が張るところが少なかったということに対して、ちょっと情けなかったんじゃないかなという気がします。

次に、審査事項評点の対象業者が何者いるかという形でお伺いしたいんですが、町内は本社設置をされているというような形で理解していいのかどうか。それから、町外はどのような形で、ここの条件つき一般競争の中には入っているんですが、これで何者ずつぐらいいているのかということをお聞きします。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 今回の入札におけます対象者の数ということでございますけれども、契約審査会、当時、11者というふうに把握しておりました。これは、実は町外業者につきましては、最新のP点ということで、多少の変動の可能性もありますけれども、11者はあるということで、申しわけございません、今、町内、町外の数、ちょっと後ほどまた連絡させてもらいたいと思います。町内が5者、あと町外が6者。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 審査事項の中身は、ちょっと私もよくわかっていないんですが、これで応札される業者としては、監理技術者なり、主任技術者の届け出を先に出すということが今は通例になっているかと思うんですが、その辺は確認されているのかどうかをお尋ねします。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 参加申し込みをいただくときに、そのような中身の確認をさせていただいてから、うちが求める業者に合致している、していないの判断をさせていただきますので、技術者等についても申し込み時に確認させていただいております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 その監理技術者というのは、3カ月以上の雇用契約があるという事実を確認されていると思うんですけど、それと、落札後は当然同じ人がやられるんだという形になっているかと思うんですが、その辺は間違いなく実行されていくんでしょうか。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 入札時におきましては、基本的にどういう状況やということをおまじ判断させていただきます。基本的には、届け出の業者さんが工事の業者にあたるというのを原則としておりますけれども、事情等、会社なり

の事情なり、いろんなことがありますので、もし工事にかかる前に技術者さんをかえられる場合には、それは審議をさせていただいた中で、もちろん免許を持っておられる方ということ前提ですけれども、変更の可能性はゼロではございません。基本的には同じ方にやっていただくということでの内容でございます。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 変更があるということは、よく言われるのは病気になっとか、死んだとかいうようなときは認められると思うんですけど、監理技術者はそれ以外は多分だめなんじゃないか。会社の都合というのは認められないんじゃないかなという気がするんですが、その辺のところを前もってわかって出されているわけですから、そう右から左にかわれるというようなことはなかなか難しいんじゃないかなというふうに思います。

次に行きます。

3番目の審査事項評点、400点以上700点未満とした、この根拠はどういうところにあるんでしょうか。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** この根拠ですけれども、これは建設工事の発注方式というのを年度ごとに定めております。それにつきましては、前年度の後半に審査会におきまして契約審査会の中で工種ごと、それぞれ当該年度の実績もございまして、要件を加味した中で決定をして、その方式でいきますということを広く甲良町ホームページ等で公表させていただいて、その1年はその方法で行っていくということで、公表された内容のもので進めさせていただいております。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 700点未満とされた理由ですね。どういうところがあるんでしょうか。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** 当然、審議の中では技術力のことももちろんでございます。近隣の状況ももちろんでございますけれども、どれぐらいの業者数があるかということも加味の内容になってございます。大変多くの業種、項目、金額分けになってございます。今ご質問の内容についての的確にはお返事はできんですけど、そういう諸要素を考慮の上、契約審査会の方で決定させていただいたというようなことでご了解をお願いしたいと思います。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 400点以上だけにすると、甲良町内の業者さんが多数おられてとか、何か制約が出てくるのかどうかという、審査事項評点では400点以

上でもよかったんじゃないかなという気がするんですけど、私は。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** ご意見をいただいたところですがけれども、審査会の方で基準として決めておりますし、400点以上ということになりますと、一般競争入札の場合、非常に多くの業者が対象になってこようかと思っておりますので、この内容につきましては、平成24年度の建設工事発注方式にのってやらさせていただきますということをお願いしたいと思います。

○**建部議長** 西川議員。もうこの項目。

○**西川議員** この項目に関連していきまして、落札業者さんが、まさか丸投げするようなことはないと思いますが、その確認はどのようにされるのかということをお聞きしたいんですが、施工体制台帳は、当初提出されているのが当然だと思うんですが、外注する場合、雇用保険や下請届で確認することができると思うんですが、それはどのようにされていくおつもりか、お聞きします。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** 契約の方で、一応うちの所管としてやらさせていただきます。あと、細部につきましては、工程管理、工程等、細かな打ち合わせ等につきましては、担当課の方も入ってくるわけですがけれども、今ほどご意見がありました丸投げというのはルール違反となってございますので、そういう部分につきましてはうちの方も十分確認した中で仕事を進めていきたいと考えております。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** その辺は十分吟味していただきたいと思えます。

4番目なんですが、先ほどの3番のところとも関係するんですけど、審査事項評点と総合評定値（P）とあるんですが、これはどのような違いがあるんでしょうか。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** 通例、皆さんよくお聞きになります総合評定値（P）というものがございましてけれども、これは公共事業を扱う業者の方で経営審査ということで、国入りの経営状態とか、そういう部分についての審査をしてランクづけというものがなされているわけで、公共事業を行う場合には各業者さん、経営審査を受けておられるわけなんですけれども、基本は、経営総合評点値（P）というのを基本としてございましてけれども、入札にあたってのランク決めにおきましては、当地、当地での加算事項といいますか、地元貢献の点数なんかを加算させていただいて、地元業者にだけその点をプラスして入札規模の枠を決めていくというやり方をとっております。それで、

うちの場合にはそれを明確に区別するために、町業者におきましては審査事項評点というような表現でさせてもらっております。ちなみに、うちの方は、ホームページ等でお知らせでもやっておりますけれども、除雪協力業者さんの方には加点としてプラスさせていただいているものでございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 工事实績調書という形の中に、町外業者、準町内業者とあるんですが、この準町内業者というのは、営業所とか、そういう会社のことを指しているんでしょうか。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 そうでございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 経審の点数という形で来て、審査事項評点との差は何だという形の中で、しぼりがこれに入れているという理解でよろしいですね。審査事項評点の方では町内業者を育成していくんだという発想が入っているという理解でいいということでしょうか。わかりました。

それでは、5番目の質問に入らせていただきます。

落札業者が決まっておられるわけですが、外注される場合に、町内業者を利用するというような形で指導があるのかどうかということをお聞きしたいんですが、こういう木造建築に関しましては、甲良町には多くの技術者がおられると思います。それから、甲良豊後守も拝しているような町でもありますが、そういうところを加味したような形で、できれば町内関係者で、もし外注される場合ですよ、やっていただけるような、使っていただけるようなことを望むものですが、町長の見解はいかがでございますか。

○建部議長 北川町長。

○北川町長 今回の道の駅のこの建設工事に関しましては、いわゆる、これも24年度最後の事業ですので、できるだけ町内業者を優先的に仕事をしていただくということも考慮に入れて、今回は一番最初の6日の全協のあいさつでもお話をさせていただきましたように、分離発注にしました。建築工事が1点、電気工事が2点、それに外構工事、遊歩道、そういう関係が1点と、それと、あとは給排水が1点ということに分けさせていただいた。これ、分けなかったら、一括でやった方が、実は私の方は楽なんです。どこかの大きな建設会社にまとめて全部落札してもらえば、そこが全部振り分けるわけですから。けども、それではせっかく甲良町の施設整備をするのに、わざわざその業者さんに仕事を出すんじゃなしに、できれば町内業者さんに入札に入ってもらって、できるだけ落札のチャンスをつくってもらいたいという私の思いから分離発注にしたというのが経緯なんです。

この前は、あいさつでちょっと申しわけございません、間違えました。建築は甲良町内の業者さん、電気は、1つは甲良町内の業者さんで、もう一つの方は豊郷の業者さんと。そして、遊歩道やらも町外の業者さん、給排設備は町内業者ということで、5つの案件で3つは町内業者さん、3つの案件が一番金額的には、実は大きいんですね。だから、その大きい仕事は全部町内業者さんで、後の2件の案件は、この前の6日の日の全協の日に、業者さんに全部寄っていただいて、担当課がそれぞれの業者さんに、下請する場合は、出す場合は、できるだけ町内業者さんをお願いしますということ強く申し入れをしております。したがって、あとは業者さんの判断ですが、少なくとも今回は、そういう意味では町内業者優先ということで、この落札はしていただけたのかなというような思いはしております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 今、町長が言われました、町内優先の指導という形でやられているということを信じたいと思いますが、やはり金が合わなければ町外業者に行くのが必定だと思いますので、その辺をちょっとよく見てほしいなというふうに要望しておきます。

それと、今の今回の入札結果、本体建築だけで私は見ているんですが、坪当たり単価が38万8,000円と。これ、材料と切り出し賃とか、その辺から来ますと、およそどれぐらいになっていったのかなという思いもするんですが、予定価格より安くなっているという形のところがあるんですけど、これ、全体でいきますと幾らぐらいになるんでしょうかね、今。材料支給と。

○建部議長 北川町長。

○北川町長 建築だけを考えますと、今回、落札金額、坪単価で割ると38万何がし。ただ、伐採費用が、たしか伐採が450本伐採しているのが70万ぐらいかかっているんです。それと、製材ですね。製材が702、30万。当初は800万ぐらいかかるという予定でしたが、一部乾燥は自然乾燥だけでいいということになったので702、30万。したがって、両方を入れて約800万ぐらいかかっているわけです。だから、その分が坪単価にしたら坪8万ぐらいになるんですかね。約100坪、全体で100坪近くありますからね。だから、その分が乗ってきます。したがって、最終的にはその分も含めても、坪単価は50万をちょっと切ったのかなというところ辺で、濱野議員がいつぞやも質問されましたが、大体私の思っている金額的には合うておるんですが、50万弱ぐらいでおさまるといいがな、抑えたいなという思いがあったんですが、大体その辺になってくると思います。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 今の中で、乾燥というのはどれぐらいの費用がかかっているかと

ということと、ちょっと心配事の先走りをしたらいかんのかわかりませんが、聞き漏れてくるところによりますと、割れがひどいというようなこともちょっと聞いたことがあるんですが、その辺がちょっと危惧されるんですが、そこはどういうふうにご利用されていくかという形のもので処理されていくんだと思うんですけど、乾燥費用、どれぐらいかかったんでしょうかね。

○建部議長 町長。

○北川町長 ちょっと明細がわかりませんので、担当は寺居がしておりますので、また後で報告します。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 その辺のところ、あとは3月までに仕上げていただくという形で頑張っていたきたいと思うんですが、午前中の質問にもありましたように、物はできたわ、中身がないというようなことが一番危惧されるわけですから、これは我々も含めて努力していかないかん問題、品切れをさせてはいかんという発想を全員が持ち続けないと、野瀬議員も言われましたが、先が見えているというような形にもなりかねませんので、その辺のところを準備室長、よろしく、ふんどしを締めてかかっていたきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○建部議長 西川議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後2時30分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 阪 東 佐智男

署 名 議 員 野 瀬 欣 廣